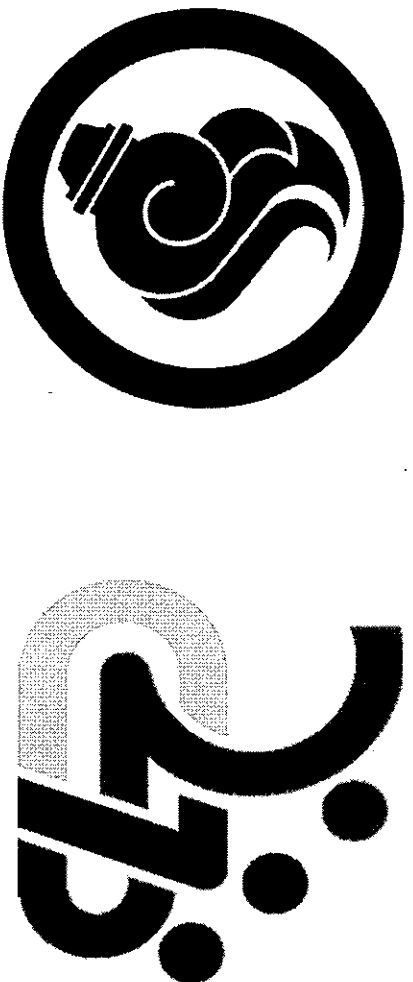


第79回国民体育大会
第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第7回常任委員会



令和元年 5月 17日 (金)

びわ湖大津プリンスホテル2階

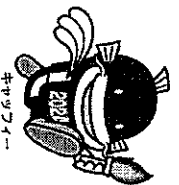
「コンベンションルーム淡海」

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2024



第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第7回常任委員会 次第

日 時：令和元年5月17日(金) 13:30～14:30
場 所：びわ湖大津プリンスホテル2階
「コソベビンションホール淡海」

1 開 会

2 あいさつ

委員長 (滋賀県知事) 三日月 大造

3 審議事項

- (1) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程改正 (案)
- (2) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想 (案)
- (3) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画改正 (案)
- (4) 第79回国民スポーツ大会 正式競技会場地市町第五次内定 (案)
- (5) 第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更 (案)
- (6) 第79回国民スポーツ大会 公開競技会場地市町第一次内定 (案)
- (7) 第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次内定 (案)
- (8) 第79回国民スポーツ大会競技施設整備計画 (第1次) (案)
- (9) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本計画 (案)
- (10) 第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針改正 (案)
- (11) 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針改正 (案)
- (12) 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画改正 (案)
- (13) 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項 (案)
- (14) 第79回国民スポーツ大会 デモンストラションスポーツ
実施基本方針 (案)
- (15) 第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針 (案)
- (16) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
宿泊基本計画 (案)
- (17) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
医事・衛生基本計画 (案)
- (18) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本計画 (案)

4 閉 会

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 第7回常任委員会資料 目次

【審議事項】

ページ

＜第1号議案＞	
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程改正 (案)	1
＜第2号議案＞	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想 (案)	5
＜第3号議案＞	
○ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正 (案)	35
＜第4号議案＞	
○ 第79回国民スポーツ大会 正式競技会場市町第五次内定 (案) . . .	37
＜第5号議案＞	
○ 第79回国民スポーツ大会 正式競技開催予定施設変更 (案)	38
＜第6号議案＞	
○ 第79回国民スポーツ大会 公開競技会場市町第一次内定 (案) . . .	43
＜第7号議案＞	
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次内定 (案)	47
＜第8号議案＞	
○ 第79回国民スポーツ大会競技施設整備計画 (第1次) (案)	51
＜第9号議案＞	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画 (案)	57

○ 第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針改正 (案)	59
< 第11号議案 >	
○ 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針改正 (案)	63
< 第12号議案 >	
○ 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画改正 (案)	65
< 第13号議案 >	
○ 第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項 (案)	69
< 第14号議案 >	
○ 第79回国民スポーツ大会 デモンストラティブシヨンスポーツ 実施基本方針 (案)	71
< 第15号議案 >	
○ 第24回全国障害者スポーツ大会 オープン競技実施基本方針 (案) . . .	73
< 第16号議案 >	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画 (案)	75
< 第17号議案 >	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画 (案)	79
< 第18号議案 >	
○ 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画 (案)	81

【参考資料】

- 第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針・・・・・・・・・・ 87
- 第79回国民体育大会 会場地市町選定基準・・・・・・・・・・ 89
- 第79回国民体育大会 公開競技実施基本方針・・・・・・・・・・ 91
- 第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針・・・・・・・・ 92
- 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催
準備委員会 常任委員会名簿（会長・副会長・常任委員）・・・・・・ 93

項 事 議 審

**第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 改正 (案)**

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会専門委員会設置規程を次のとおり改正する。

- 1 改正の内容**
別紙のとおり
- 2 改正の理由**
式典・会場専門委員会および警備・消防専門委員会を設置するため
- 3 施行日**
令和元年 5月17日

**第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 新旧対照表**

別紙

改正前			改正後																										
第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程			第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程																										
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 6 条 (略)</p> <p>別表 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>付 託 事 項</th> <th>委 任 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画 専門委員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報・県民 運動専門委 員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>競技運営 専門委員 会</td> <td>1 <u>第 79 回国民体育大会</u> (以下「<u>国体</u>」という。)の 競技運営に係る計画の 立案に関すること。 2 <u>国体</u>の競技役員等の養 成および編成に係る計 画の立案に関すること。</td> <td>1 <u>国体</u>の競技運営に係る 計画の推進に関するこ と。 2 <u>国体</u>の競技役員等の養 成および編成に係る計 画の推進に関すること。 3 <u>国体</u>の競技用具の整備</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	付 託 事 項	委 任 事 項	総務企画 専門委員会	(略)	(略)	広報・県民 運動専門委 員会	(略)	(略)	競技運営 専門委員 会	1 <u>第 79 回国民体育大会</u> (以下「 <u>国体</u> 」という。)の 競技運営に係る計画の 立案に関すること。 2 <u>国体</u> の競技役員等の養 成および編成に係る計 画の立案に関すること。	1 <u>国体</u> の競技運営に係る 計画の推進に関するこ と。 2 <u>国体</u> の競技役員等の養 成および編成に係る計 画の推進に関すること。 3 <u>国体</u> の競技用具の整備	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会</u>会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 条～第 6 条 (略)</p> <p>別表 (第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>付 託 事 項</th> <th>委 任 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画 専門委員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>広報・県民 運動専門委 員会</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>競技運営 専門委員 会</td> <td>1 <u>第 79 回国民スポーツ大 会</u> (以下「<u>国スポ</u>」とい う。)の競技運営に係る 計画の立案に関するこ と。 2 <u>国スポ</u>の競技役員等の 養成および編成に係る計 画の立案に関すること。</td> <td>1 <u>国スポ</u>の競技運営に係 る計画の推進に関するこ と。 2 <u>国スポ</u>の競技役員等の 養成および編成に係る計 画の推進に関すること。 3 <u>国スポ</u>の競技用具の整</td> </tr> </tbody> </table>			種 類	付 託 事 項	委 任 事 項	総務企画 専門委員会	(略)	(略)	広報・県民 運動専門委 員会	(略)	(略)	競技運営 専門委員 会	1 <u>第 79 回国民スポーツ大 会</u> (以下「 <u>国スポ</u> 」とい う。)の競技運営に係る 計画の立案に関するこ と。 2 <u>国スポ</u> の競技役員等の 養成および編成に係る計 画の立案に関すること。	1 <u>国スポ</u> の競技運営に係 る計画の推進に関するこ と。 2 <u>国スポ</u> の競技役員等の 養成および編成に係る計 画の推進に関すること。 3 <u>国スポ</u> の競技用具の整
種 類	付 託 事 項	委 任 事 項																											
総務企画 専門委員会	(略)	(略)																											
広報・県民 運動専門委 員会	(略)	(略)																											
競技運営 専門委員 会	1 <u>第 79 回国民体育大会</u> (以下「 <u>国体</u> 」という。)の 競技運営に係る計画の 立案に関すること。 2 <u>国体</u> の競技役員等の養 成および編成に係る計 画の立案に関すること。	1 <u>国体</u> の競技運営に係る 計画の推進に関するこ と。 2 <u>国体</u> の競技役員等の養 成および編成に係る計 画の推進に関すること。 3 <u>国体</u> の競技用具の整備																											
種 類	付 託 事 項	委 任 事 項																											
総務企画 専門委員会	(略)	(略)																											
広報・県民 運動専門委 員会	(略)	(略)																											
競技運営 専門委員 会	1 <u>第 79 回国民スポーツ大 会</u> (以下「 <u>国スポ</u> 」とい う。)の競技運営に係る 計画の立案に関するこ と。 2 <u>国スポ</u> の競技役員等の 養成および編成に係る計 画の立案に関すること。	1 <u>国スポ</u> の競技運営に係 る計画の推進に関するこ と。 2 <u>国スポ</u> の競技役員等の 養成および編成に係る計 画の推進に関すること。 3 <u>国スポ</u> の競技用具の整																											

	3 その他 <u>国体</u> の競技運営に係る重要な事項に関する事 こと。	に関する事 こと。 4 <u>国体</u> のリハーサル大会に関する事 こと。 5 <u>国体</u> の競技記録に関する事 こと。 6 その他 <u>国体</u> の競技運営に係る事項に関する事 こと。		画の立案に関する事 こと。 3 その他 <u>国スポ</u> の競技運営に係る重要な事項に関する事 こと。	備に関する事 こと。 4 <u>国スポ</u> のリハーサル大会に関する事 こと。 5 <u>国スポ</u> の競技記録に関する事 こと。 6 その他 <u>国スポ</u> の競技運営に係る事項に関する事 こと。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	1 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「 <u>大会</u> 」という。）の競技運営に係る計画の立案に関する事 こと。 2 その他 <u>大会</u> に係る重要な事項に関する事 こと。（他の専門委員会の付託事項を除く。）	1 <u>大会</u> の競技運営に係る計画の推進に関する事 こと。 2 その他 <u>大会</u> に関する事 こと。（他の専門委員会の委任事項を除く。）	全国障害者スポーツ大会専門委員会	1 第24回全国障害者スポーツ大会（以下「 <u>障スポ</u> 」という。）の競技運営に係る計画の立案に関する事 こと。 2 その他 <u>障スポ</u> に係る重要な事項に関する事 こと。（他の専門委員会の付託事項を除く。）	1 <u>障スポ</u> の競技運営に係る計画の推進に関する事 こと。 2 その他 <u>障スポ</u> に関する事 こと。（他の専門委員会の委任事項を除く。）
宿泊・衛生専門委員会	(略)	(略)	宿泊・衛生専門委員会	(略)	(略)
輸送・交通専門委員会	(略)	(略)	輸送・交通専門委員会	(略)	(略)
			式典・会場専門委員会	1 <u>式典</u> および <u>開・閉会式</u> 会場の基本的事項に関する事 こと。 2 その他 <u>式典</u> および <u>開・閉会式</u> 会場に係る重要な事項に関する事 こと。	1 <u>開・閉会式</u> の企画および運営に関する事 こと。 2 <u>式典</u> 音楽に関する事 こと。 3 <u>式典</u> 演技に関する事 こと。

			<p>4 <u>大会旗および炬火イベントに関すること。</u></p> <p>5 <u>開・閉会式会場の管理に関すること。</u></p> <p>6 <u>その他式典および開・閉会式会場に関すること。</u></p>
	<p>警備・消防 専門委員会</p>	<p>1 <u>警備および消防防災の基本的事項に関すること。</u></p> <p>2 <u>その他警備および消防防災に係る重要な事項に関すること。</u></p>	<p>1 <u>開・閉会式会場の警備および消防防災に関すること。</u></p> <p>2 <u>その他警備および消防防災に関すること。</u></p>

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想(案)【概要版】

第1章 開催基本構想について

策定の趣旨・目的等

「開催基本方針」の実施目標の達成に向けた取組や、両大会終了後のレガシー創出・継承の方向性を取りまとめたもの

- ⇒今後の開催準備・大会運営の具体的な取組等への活用
- ⇒滋賀が目指す大会の姿の県内外へ発信や大会開催の機運醸成に活用

位置づけ

- 開催基本方針に基づき、開催準備委員会が策定するもの
- スポーツ行政に係る計画や開催準備委員会で策定済みの指針・計画等と整合性確保

第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について

【国民スポーツ大会】

- スポーツの普及、国民の健康増進と体力向上、地方スポーツの推進と地方文化の発展への寄与、国民生活を明るく豊かにすることを目的に開催

【全国障害者スポーツ大会】

- 障害のある人が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催

【両大会開催の意義】

- スポーツの「する」、「みる」、「支える」が促進され、夢や感動の共有や、健康づくり促進につながる
- 障害のある人も無い人もともにスポーツを楽しむことで、共生社会の実現につながる
- 滋賀の魅力の全国への発信や滋賀の活力を高めることにつながる

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

※開催基本方針(H25.10月 第1回総会決定、H27.8月 第3回総会改正)

<基本方針>

- 次代を担う人育て
- 活気に満ちた真心通い合う郷土づくり
- 全国から滋賀を訪れる多くの人との交流
- 県民総参加により、夢や感動、連帯感を共有
- 県民が身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり
- 健康・体力の保持増進と競技力の向上
- 障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加
- ふるさと滋賀の活力をさらに高め、持続可能な共生社会を実現

<実施目標>

- 1 滋賀をスポーツで元気にする大会
- 2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会
- 3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会
- 4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会
- 5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会
- 6 滋賀の未来に負担を残さない大会
- 7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

全国から多くの人々が集う『スポーツの祭典』を通じて滋賀の新たな時代の創造につながる『レガシー』を創出し、次世代へ継承していく

第4章 両大会の開催準備および大会運営の取組 ～実施目標の実現・レガシー創出・継承に向けて～

『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組

1 県民のスポーツ活動の促進

○両大会の親戦やデモスポ等への参加の呼びかけや、各競技の魅力・選手の魅力等の情報発信

2 健康づくり活動の促進

○両大会やスポーツを通じた健康づくりに係る情報発信等

3 スポーツ・健康づくり環境の整備

○スポーツ施設の整備

2024滋賀レガシー①『生涯にわたり健康でスポーツに取り組む滋賀の人々』

- スポーツ実施率の向上
- シンボルスポーツの創出・定着
- 健康寿命の延伸



『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組

1 子ども・若者の大会準備・運営への参画

○小学5年生から大学生で構成する子ども・若者(ジュニア・ユースチーム)の提言の反映
○子ども・若者に分かりやすく楽しい訴求力のある広報

2 女性の大会準備・運営および大会への参加の促進

○開催準備や運営への女性の視点・意思の反映 ○女性に訴求力のある広報
○デモスポや関連イベント等における女性や子育て中の方の参加への配慮

2024滋賀レガシー②『スポーツで輝く滋賀の子ども・若者・女性』

- スポーツ推進の次世代の担い手
- スポーツに親しむ女性が増加し、活躍できる環境



【実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会】に向けた取組

1 多様な主体との連携・協働

○すべての県民が何らかの形で両大会に参加できる機会を創出

2 スポーツボランティア活動の推進

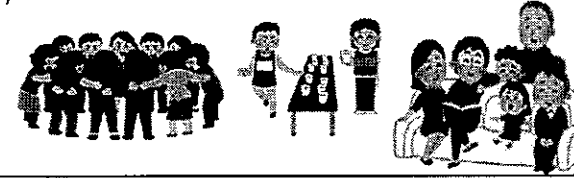
○大会運営・情報支援等のスポーツボランティアの養成・確保 ○参加機会の情報提供

3 みんなの心に残る大会運営

○愛称・スローガンやマスコットキャラ、イメージソング等による楽しい雰囲気づくり・機運醸成
○滋賀の魅力を表現した開・閉会式 ○2024年パリオリンピック・パラリンピックを活かした機運醸成

2024滋賀レガシー③『連携・協働で伸ばされた「滋賀の力」』

- 地域の連帯感や郷土愛の醸成
- スポーツを支える文化の定着
- 経験豊富なスポーツボランティア
- 社会貢献活動のさらなる活性化



【実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会】に向けた取組

1 おもてなしと滋賀の魅力発信

○来県者を温かく歓迎し、心のこもったおもてなしを行う
○滋賀の魅力を発信し、来県者に滋賀での滞在を楽しんでもらう ○県民一人ひとりが滋賀の魅力を再発見

2 「大会文化プログラム」の展開

○滋賀ならではの文化・芸術やスポーツ文化の発信、eスポーツなど、来県者が楽しめる「大会文化プログラム」の展開

3 スポーツビジネスの展開

○来県者に向けて、自然・歴史・文化・食等を活かした滋賀ならではのツーリズムを提案

2024滋賀レガシー④『魅力と活力にあふれる滋賀』

- 「滋賀ファン」の増加
- 認知度が高まり、さらに磨き上げられる滋賀の魅力
- スポーツツーリズム等の普及



【実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会】に向けた取組

1 競技力の向上

○選手・競技団体・指導者の育成・強化等により、競技力向上を図り、天皇杯を獲得するとともに、両大会を契機にさらに国際大会等で選手が活躍し、そうした選手が指導者となる好循環の形成を目指す

2 スポーツを支える人材の育成

○指導者や競技役員、競技補助員の養成・資質向上 ○(再掲)スポーツボランティアの養成・確保

2024滋賀レガシー⑤『全国や世界の舞台で活躍する滋賀のアスリート』

- 競技力の向上
- 県民のスポーツに対する高い関心
- 質の高い指導者等



【実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会】に向けた取組

1 大会運営の簡素・効率化

○先催県のノウハウ活用による効率化や競技用具の借用・他県との共同購入の検討

2 財政負担を考慮した施設整備

○既存施設の活用や事業費の抑制

3 開催準備および大会運営における環境配慮

○廃棄物の発生抑制や分別、環境にやさしい製品の利用、マイカー自粛・アイドリングストップ等

2024滋賀レガシー⑥『持続可能な滋賀への貢献』

- 大会運営の簡素・効率化および既存施設の活用等による財政負担の軽減
- 持続的に有効活用されるスポーツ施設
- 県民の環境配慮意識のさらなる向上



【実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会】に向けた取組

1 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催

○開催準備・大会運営の各業務の基本方針・計画等を両大会共通のものとして策定
○広報・情報発信や関連イベント等の一体的な実施や、ボランティアや競技会係員等の一体的な養成
○両大会の運営において、一体的に開催できる方法を検討し、共生社会に向けた大会の姿を発信
○国民スポーツ大会とともに、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上を併せて推進

2 障害のある人の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

○国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に障害のある人の意見や視点を反映 ○デモスポ、オープン競技等への参加の配慮

3 ユニバーサルデザイン等に配慮した大会運営

○施設のユニバーサルデザインへの配慮
○相手の状態や立場に立った、思いやりのある大会運営を行うとともに、障害のある人に配慮した行動を県民や来県者等に呼びかけ

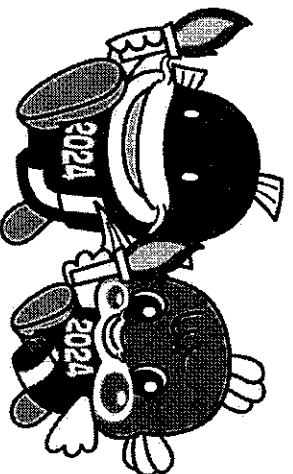
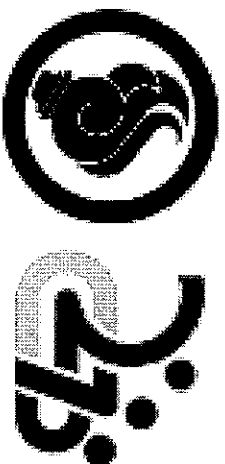
2024滋賀レガシー⑦『人がともに支え合う滋賀』

- 障害に関する知識や障害者理解の普及
- 「心のバリアフリー」の普及
- 障害者スポーツの普及
- 誰もが利用しやすいスポーツ施設



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

開催基本構想（案）



大会マスコットキャラクター
キャラクター キャラクター

令和元年（2019年）5月

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会

滋賀県開催準備委員会

目次

第1章	開催基本構想について	
第1節	策定の趣旨・目的	1
第2節	開催基本構想の位置づけ	2
第2章	国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について	
第1節	国民スポーツ大会とは	3
第2節	全国障害者スポーツ大会とは	5
第3節	本県のスポーツ環境等	5
第4節	本県における両大会開催の意義	6
第3章	開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～	
第1節	開催基本方針	7
1.	開催基本方針	7
2.	実施目標	7
第4章	両大会の開催準備および大会運営に係る取組	
	～実施目標の実現および両大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～	
第1節	『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組	10
第2節	『実施目標2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組	12
第3節	『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会』に向けた取組	14
第4節	『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』に向けた取組	17
第5節	『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組	19
第6節	『実施目標6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組	20
第7節	『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組	22
第5章	開催基本構想の推進方策	
第1節	推進体制	24
第2節	開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割	24
第3節	開催基本構想のフォローアップ（進行管理）の実施	26
第4節	両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について	26

第1章 開催基本構想について

第1節 策定の趣旨・目的

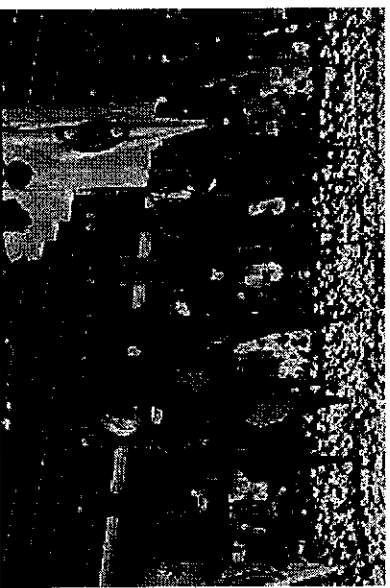
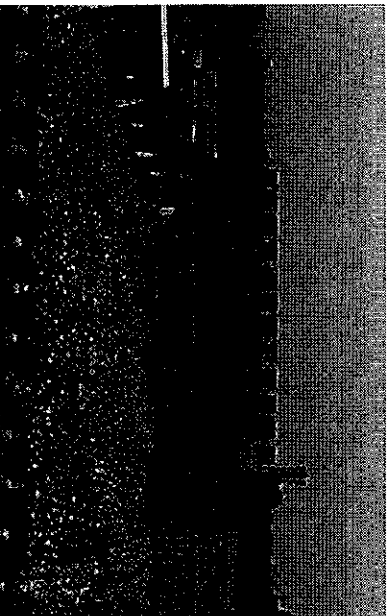
国民スポーツ大会（国民体育大会）¹は、昭和21年（1946年）の第1回大会以来、国内最大のスポーツの祭典として広く親しまれ、国民の健康増進と体力向上、スポーツの普及と発展、そして豊かで活力ある地域社会づくりに大きく寄与してきました。本県では、昭和56年（1981年）に「水と緑にあふれる若さ」をスローガンとした第36回国民体育大会を「びわこ国体」と名づけて開催し、これを契機として、スポーツの普及・振興を図ってきたところです。

また、同年には、「わたしにも こんな力が 生きがいが」をスローガンとした第17回全国身体障害者スポーツ大会（びわこ大会）を本県で開催し、障害のある方が力強く競技する姿が多くの県民に大きな感動を与えたところです。

そして、前回開催から43年ぶりとなる令和6年（2024年）に第79回国民スポーツ大会と第24回全国障害者スポーツ大会が、この滋賀の地で開かれることとなりました。

国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会を意義ある大会として成功に導くためには、県民の皆さんはもちろんのこと、両大会の準備・運営に関わるすべての関係者が両大会の方向性や目標をしっかりと共有し、一丸となって取組を進めていく必要があります。そうしたことから、今般、「開催基本方針」²に掲げる実施目標の達成に向けた取組や大会終了後のレガシー³創出・継承の方向性を「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想（以下「開催基本構想」）」として取りまとめ、今後の開催準備・大会運営の具体的な取組等とともに、滋賀が目指す両大会の姿の県内外への発信や大会開催の機運醸成に活かしていきます。

【第36回国民体育大会（びわこ国体）/秋季大会開会式】写真の出典：滋賀県ホームページ



¹ スポーツ基本法改正により「国民体育大会」は「国民スポーツ大会」に変更（令和5年（2023年）1月施行）。

² 「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」）の平成25年（2013年）10月31日第1回総会決定、平成27年（2015年）8月31日第3回総会改正。

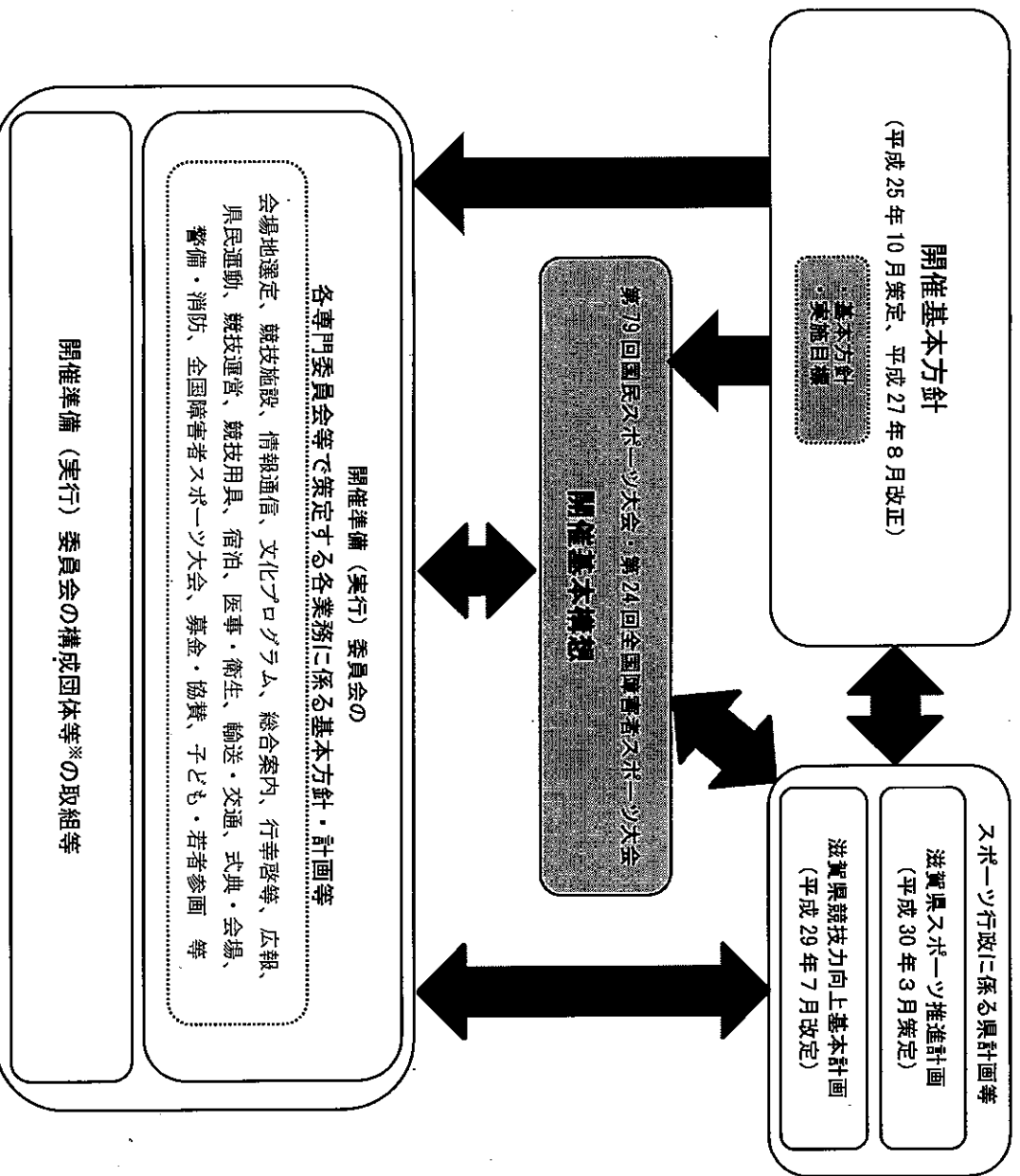
³ 直訳は「遺産」であるが、スポーツ分野ではスポーツイベント開催後に遺される長期的・持続的効果をいう。

第2節 開催基本構想の位置づけ

開催基本構想は、上位方針である開催基本方針（平成25年（2013年）10月31日第1回総会決定、平成27年（2015年）8月31日第3回総会改正）に基づき、開催準備委員会が策定するものです。

なお、開催基本構想の策定に当たっては、開催準備委員会の各専門委員会等で策定する具体的な各業務に係る基本方針・計画等のほか、「滋賀県スポーツ推進計画」⁴および「滋賀県競技力向上基本計画」⁵などの関係する計画とも整合を図ることとします。

【開催基本構想の位置づけに係る模式図】



※開催準備（実行）委員会は、県・市町議会議員、県、市町、国、学校・教育関係団体、経済団体、スポーツ関係団体、通信・運輸・交通関係団体、医療・福祉関係団体、宿泊・観光・衛生関係団体、警備・消防関係団体、社会・文化・環境関係団体など約 340 の関係者で構成。開催 3 年前（令和 3 年（2021 年））に「実行委員会」へ移行。

⁴ 滋賀県スポーツ推進条例第 8 条に基づき、スポーツの推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画で、県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としている。

⁵ 滋賀県スポーツ推進計画における競技力向上に関する展開方策を具現化するための計画。

第2章 国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会について

第1節 国民スポーツ大会とは

1 概要

国民体育大会（以下「国体」。令和5年（2023年）1月から「国民スポーツ大会1。」）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です⁶。昭和21年（1946年）に京都府を中心とした京阪神地区で第1回目の国体が開催され、以来、各都道府県の持ち回り開催となり、スポーツの普及や競技者・指導者の育成、スポーツ施設の整備、スポーツ組織の充実など、スポーツ振興体制の確立とスポーツ文化の形成に貢献してきました。

2 実施競技

国民スポーツ大会は、9月中旬から10月中旬までの11日間以内の会期⁷で開催され、正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯が授与される都道府県対抗により行われるものです。

国民スポーツ大会の競技には、「正式競技」のほか、「特別競技」、「公開競技」、開催地都道府県民を参加対象とする「デモンストラショナルスポーツ」があります。

【第79回国民スポーツ大会における実施予定競技】

＜正式競技＞（37競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フエッティング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

＜特別競技＞（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

＜公開競技＞（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンズテニス、エアロビック

＜デモンストラショナルスポーツ＞（開催県民を対象に開催県にて種目決定）

（例）少林寺拳法、オリエンテERING、ダンススポーツ等

⁶ 大会の主権者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省および開催地都道府県。各競技会は日本スポーツ協会加盟競技団体および会場地市町村が運営する。

⁷ 大会の会期は、開催3年前前に公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

第2節 全国障害者スポーツ大会とは

1 概要

全国障害者スポーツ大会⁸は、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

昭和40年(1965年)から身体に障害のある人々を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年(1992年)から知的に障害のある人々を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年(2001年)から団体終了後に、団体と同じ開催地で開催されている大会です。

前身の「全国身体障害者スポーツ大会」も含めると、滋賀県では43年ぶりの開催となります(「全国障害者スポーツ大会」としては初めての開催)。

2 実施競技

全国障害者スポーツ大会の実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗により行われます。なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議の上、「オープン競技」として実施することができるとされています。

【全国障害者スポーツ大会における実施予定競技】

<正式競技>(14競技)

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ
バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、
フットベースボール、バレーボール、サッカー

※卓球(精)…2019茨城大会から、ボッチャ…2021三重大会から追加。

<オープン競技>(参考例：平成29年(2017年)えひめ大会実施競技)

肢体障害者ボウリング、フライングディスク、精神障害者フットサル

※オープン競技は、開催県実行委員会と中央主催者(公益財団法人日本障がい者スポーツ協会および文部科学省)の協議の上、決定される。

第3節 本県のスポーツ環境等

1 地勢

本県は、日本列島のほぼ中央に位置する県で、その中央には我が国最大の湖である琵琶湖があり、周囲を伊吹、鈴鹿、比良などの緑豊かな山々に囲まれています。そうした豊かな自然環境のもとで自然と共生する文化が育まれてきました。彦根城や安土城跡、柴香楽宮跡をはじめ、近江八幡、大津、五個荘の伝統的な町並みや長浜奥山まつり、信

⁸ 大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地町村で、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。

楽焼などの文化財がそれぞれの地域の伝統行事とともに引き継がれてきました。

また、恵まれた自然環境や優良な生産基盤のもとで生産される、近江米や近江の茶、近江牛や湖魚をはじめとする農畜水産物が全国的に知られています。

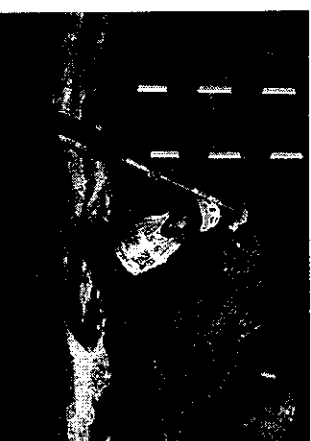
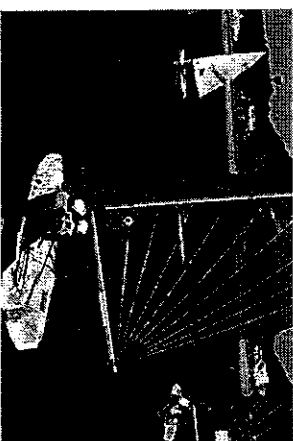
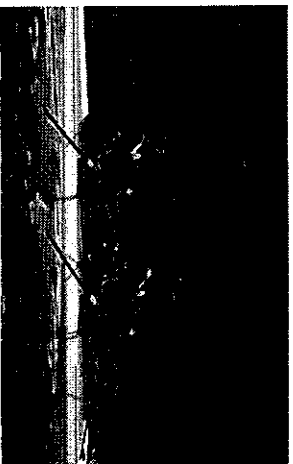
一方、鉄道や高速道路などの広域交通基盤が集中する恵まれた交通環境や、京阪神や中京の大都市圏に近接しており、第二次産業の構成比が高い内陸工業県となっています。

2 スポーツに係る自然環境

琵琶湖は、湖上でのボートやセーリング、湖辺での湖水浴やキャンプなど、様々なスポーツ活動を楽しむ場となっています。ボート、セーリング、カヌー競技を中心とした湖上スポーツは、大学、高校等のサークル活動・運動部活動や、企業スポーツとしても盛んであり、全国トヨタクラスの成績を収めています。また、湖辺では、「ピロイチ」⁹の愛称で親しまれる琵琶湖一周サイクリングが盛り上がりを見せています。

ほかにも、伊吹、鈴鹿、比良などの山々の自然環境を活かしてハイキング、トレッキング、キャンプや登山、さらには、高原を利用したパラグライダーやハンググライダー、冬はスキー、スノーボードなどが楽しめ、多くの人々が訪れています。

【本県の自然環境とスポーツ】【写真の出典】滋賀県ホームページ



3. スポーツ活動の状況

「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査」(平成 28 年度)によると、成人の 1 週間のスポーツ実施率が 36.0%と全国平均に比べて低く、特に 20～50 歳代の実施率が低く、また、「全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査」(平成 28 年度)によ

⁹ 琵琶湖 1 周 = ピロイチとは琵琶湖大橋より北側の北湖 (約 150km) と南側の南湖を合わせた約 190km を自転車一周すること。

ると、中学生は全国平均を上回るものの小学生は全国平均より低く、かつ、1週間の運動・スポーツ実施時間も全国平均を下回る状況です。また、障害のある人のスポーツも、施設の利用環境や身近にスポーツを楽しむ拠点数等に課題があるとされています。

一方、本県ゆかりのアスリートの活躍やバスケットボール等のプロチームの活躍により、トピックレベルのスポーツ観戦の機会が増えつつあります。また、障害者スポーツでも、パラリンピックでの本県出身選手の活躍が心のバリアフリーや共生社会実現の契機となり、県のスポーツ大使の交流事業でもパラリンピアンとの交流実績が増えています。

第4節 本県における両大会開催の意義

国民スポーツ大会は、国内最大のスポーツの祭典であり、国内トピックレベルの競技に触れることができる貴重な機会です。また、全国障害者スポーツ大会は、障害のある選手が全国から集う障害者スポーツの全国的な祭典となります。

本県での両大会は、各種国際スポーツ大会が連続して開催されるゴールデン・スポーツイヤー¹⁰後で、しかも、パリで開催されるオリンピック¹⁰およびパラリンピック¹¹の終了直後の開催となります。人々のスポーツへの関心が高まる絶好のタイミングで両大会を開催することで、スポーツの「する」、「みる」、「支える」の大きなきっかけとなり、スポーツを通じた夢や感動の共有や、健康づくり促進につながると期待されます。

さらには、両大会を通じて、障害者理解や交流の機会が生まれ、人々がともに支え合う共生社会の実現につながると期待されます。

また、両大会には、県内外から数十万人¹²もの人々が訪れることから、開・閉会式や県内各地で開催される各競技会や関連行事・イベント等でのおもてなしを通じて、地域の絆づくりが進み、人々の交流の輪が広がるとともに、琵琶湖や山々などの豊かな自然環境や歴史・文化、食等の滋賀の魅力の発信や滋賀の活力を高めることにもつながると期待されます。

なお、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までの国際社会共通の目標として、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)が掲げられました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、スポーツについて、寛容性と尊敬を促進し、開発および平和への寄与、健康、教育、女性や若者、個人やコミュニティの強化に寄与するものとしており、両大会の開催は持続可能な社会の実現に貢献することにもつながります。

¹⁰ 令和6年(2024年)7月26日から8月11日までの17日間、パリで開催される夏季オリンピック競技会。

¹¹ 令和6年(2024年)8月28日から9月9日までの13日間、パリで開催される夏季パラリンピック競技会

¹² 平成29年えひめ国体、えひめ大会、参加者(選手・監督、大会関係者、観客)延べ約80万人。宿泊者延べ約20万人。

第3章 開催基本方針 ～滋賀が目指す大会の姿～

第1節 開催基本方針

開催基本方針は、両大会を次のような大会にしています。

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で令和6年(2024年)に開催する第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力を更に高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

1の基本方針に基づき、次の7つの実施目標を定めています。

実施目標 1 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組みとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

実施目標 2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもたちの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

実施目標 3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

実施目標 4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

実施目標 5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

実施目標 6 滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ、防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

実施目標 7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を上げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

こうした実施目標を実現し、全国から多くの人々が集うスポーツの祭典（＝両大会）を成功させることによって、滋賀の新たな時代の創造につながる様々な「レガシー」を創出し、これらを次の世代に継承していくこととします。

【基本方針、実施目標、取組の関係】

＜基本方針＞

- ◇ 次代を担う人育て
- ◇ 活気に満ちた真心通い合う郷土づくり
- ◇ 全国から滋賀を訪れる多くの人との交流
- ◇ 県民総参加により、夢や感動、達成感を共有
- ◇ 県民がより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境づくり
- ◇ 健康・体力の保持増進と競技力の向上
- ◇ 障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加
- ◇ ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現

＜実施目標＞

- 実施目標1**
滋賀をスポーツで元気にする大会
- 実施目標2**
滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会
- 実施目標3**
県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会
- 実施目標4**
滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会
- 実施目標5**
滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会
- 実施目標6**
滋賀の未来に負担を残さない大会
- 実施目標7**
すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

＜取組＞

7つの実施目標の実現に向けた取組

- ・開催準備の取組
- ・大会運営の取組

＜レガシー＞

全国から多くの人が集う『スポーツの祭典』を通じて、滋賀の新たな時代の創造につながる『レガシー』を創出し、次世代へ継承

第4章 両大会の開催準備および大会運営に係る取組

～実施目標の実現および大会終了後のレガシー創出・継承に向けて～

第3章に記載の開催基本方針に基づく実施目標の実現を図るとともに、両大会の開催準備や大会運営によって得られる経験や生み出される成果を一過性のものとするだけでなく、大会終了後のレガシーとして創出し、次世代に継承することができるよう、開催準備（実行）委員会は、構成団体や企業、県民等と連携しながら次のような取組を推進してまいります。

第1節 『実施目標1 滋賀をスポーツで元気にする大会』に向けた取組

1 県民のスポーツ活動の促進

(1) 県民が生涯にわたリスポーツ活動を行うきっかけづくり

- トップレベルの選手の両大会への参加を要請し、「観て楽しめる大会」となるよう努めるとともに、スポーツへの興味・関心が高まるよう県民に観戦を呼びかけます。
- 子ども、若者、高齢者、障害の有無など問わず県民誰もが年齢や能力、趣味・嗜好に合った「マイスポーツ」を見つけ、スポーツの「する」「みる」「支える」取組につながるよう、両大会の情報と併せて様々な競技の魅力や選手の魅力などスポーツ活動のきっかけにつながる情報発信を行います。
- 県民が興味・関心に応じてスポーツに親しめるよう、県民が広く参加できる国民スポーツ大会のデモンストレーションスポーツ（以下「デモスポ」）や、両大会の関連イベントでのスポーツ体験の機会を設け、参加を呼びかけます。
- 国民スポーツ大会のデモスポについては、滋賀ならではの特色ある種目や障害のある人が参加しやすい種目、親子で参加しやすい種目を設け、全国障害者スポーツ大会のオープン競技については、湖上スポーツやパラリンピックホストタウン関連競技¹³など、滋賀の特長を活かした実施種目を検討します。
- (2) 障害のある人の参加機会の拡大
 - 関係団体や学校等と連携し、障害者スポーツの体験機会を設け、障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大を図るほか、障害者スポーツの観戦機会に係る情報提供等により、障害者スポーツの普及を促進します。

【ジュニア・ユースチーム第3期生によるパラスポーツの魅力発信に係る提言】

ジュニア・ユース第3期生 ～心がけ宣言～

3 パラスポーツの魅力を発信します。

- ・ 体験したことを友達に伝えます。
- ・ 友達と一緒にパラスポーツやボラunteィアへの参加に努めます。
- ・ SNS等を使った情報発信を積極的に行います。



※提言のうち1、2は、バリアフリー等に係る提言（p23掲載のため、本頁では省略）

(3) スポーツの持つ多様な価値の共有

- 実践することで得られる感動や達成感、心身の健康の保持・増進等をはじめとするスポーツの多様な価値を発信します。
- 両大会におけるスポーツボランティア活動など、スポーツの現場で身近にスポーツが持つ多様な価値に触れることができる機会を県民に提供します。
- 企業等による両大会を支える取組が、企業のイメージや価値の向上につながるよう寄附に対する表彰や情報発信を行います。

(4) シンボルスポーツ等の創出・定着

- 東京2020オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウン制度¹⁴やワールドワズターズゲームズ²⁰²¹関西¹⁵の開催、さらには両大会開催後を見据えて、県や市町、競技団体が連携し、開催競技が滋賀のシンボルスポーツ¹⁶となるよう、情報発信します。
- 会場地市町、競技団体、県等が連携し、スポーツ教室開催や合宿・スポーツイベント誘致や出場選手との交流など、開催競技を身近に感じられる機会を設けます。

2 健康づくり活動の促進

- 両大会を契機に高まるスポーツへの関心が、県民における身体を動かす習慣の定着や健康づくり活動の促進につながるよう、県・市町関係機関や関係団体と連携しながら、スポーツを通じた健康・体力づくりに関する情報発信や普及啓発を行います。

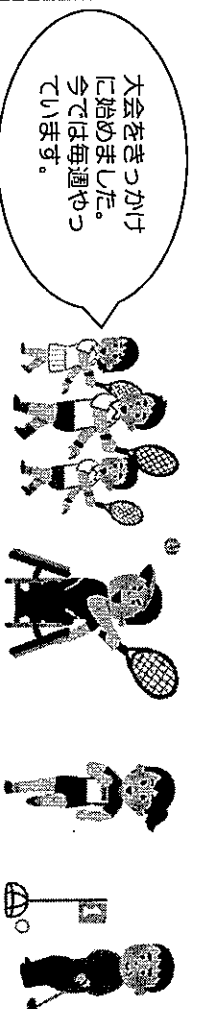
3 スポーツ・健康づくり環境の整備

- 両大会開催に必要なスポーツ施設の整備を通じて、県民が将来にわたリスポーツ活動や健康づくり活動を行う環境づくりを進めます。

2024 滋賀シガシー① 『生涯にわたリ健康でスポーツに取り組む滋賀の人々』

☆スポーツ実施率の向上 ☆健康・体力の保持増進を通じて健康寿命の延伸

→皆がそれぞれ自分に合った「ライフスポーツ」に取り組んでいます！



¹⁴ 東京2020オリンピック・パラリンピック参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る制度。大津市(デンマーク)、甲賀市(シンガポール)、守山市(トルコ)、米原市(ニュージージーランド)、彦根市(スウェーデン)が登録。

¹⁵ 国際ワズターズゲームズ協会が4年ごとに主宰する、生涯スポーツの国際総合競技大会。令和3年(2021年)にはアジアで初めて日本・関西で開催。滋賀県ではカヌー(ドラゴンボート)、ボート、陸上競技(10km ロードレース)、ホッケー、ソフトボール、野球(軟式野球)を実施。

¹⁶ 地域のシンボル(象徴)となるスポーツ。住民が愛好し、また、支えていく、地域において核となるスポーツ。

☆魅力あるシンボルスポーツの創出・定着

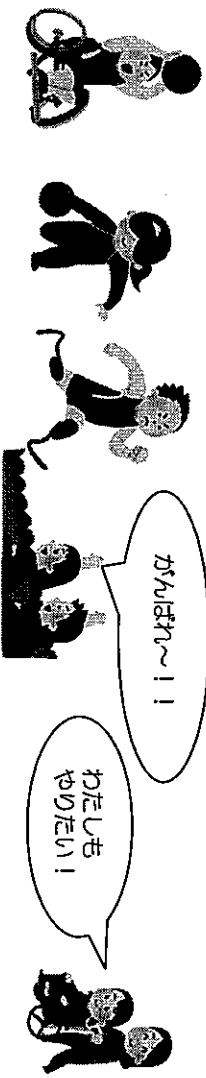
→開催競技が会場地町のシンボルスポーツとして定着し、まちづくりに活かされています。

→スポーツイベントが盛り上がっています。特に滋賀ならではのスポーツが大人気！



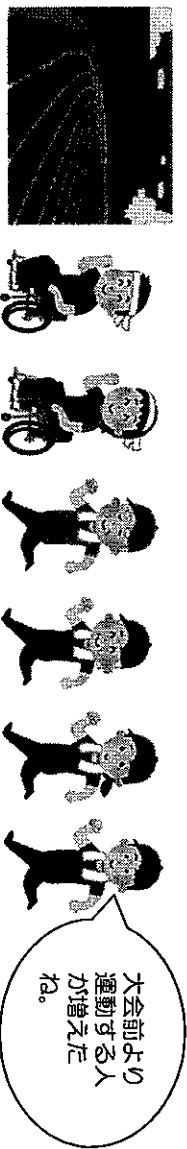
☆障害者スポーツの普及

→様々な障害者スポーツが盛り上がり、観戦や体験の機会が増えました。



☆県民のスポーツ・健康づくりの拠点施設

→スポーツ環境も整い、健康づくりのためにスポーツに取り組む人が増えました。



第2節 『実施目標2 法賀の若者や女性が主体的に関わる大会』に向けた取組

1 子ども・若者の大会準備・運営への参画

- 小学5年生から大学生で構成する「子ども・若者参画特別委員会」(以下「ジュニア・ユースチーム」)¹⁷において、両大会の開催準備やスポーツ推進、競技普及等について調査・研究を行い、子どもや若者の柔軟な視点や発想による提言等を両大会の開催準備および大会運営の取組に反映します。
- ジュニア・ユースチームの調査研究活動や両大会の県民運動等への参加を通じて、子どもや若者が、人と人とのつながりや交流の中で経験や知識を得て、成長できるよう活動機会・内容を充実させるとともに、子どもや若者達の取組をサポートします。
- 両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高め

¹⁷ 両大会の準備段階から、子どもや若者が主体的に関与できる機会を確保するとともに、世代間の交流を促進すること等を目的に開催準備委員会に設けた小学5年生から大学生世代までの子どもや若者で構成する委員会。通称「ジュニア・ユースチーム」と呼称。これまで第1期生は「湖上スポーツ」、第2期生は「スポーツボランティア」、第3期生は「パラスポーツ(障害者スポーツ)」、第4期生は「大会のPR大作戦」、第5期生は「スポーツの魅力発見」をテーマに調査研究活動を実施。

るため、子ども・若者に分かりやすく楽しい訴求力のある広報・情報発信を行います。

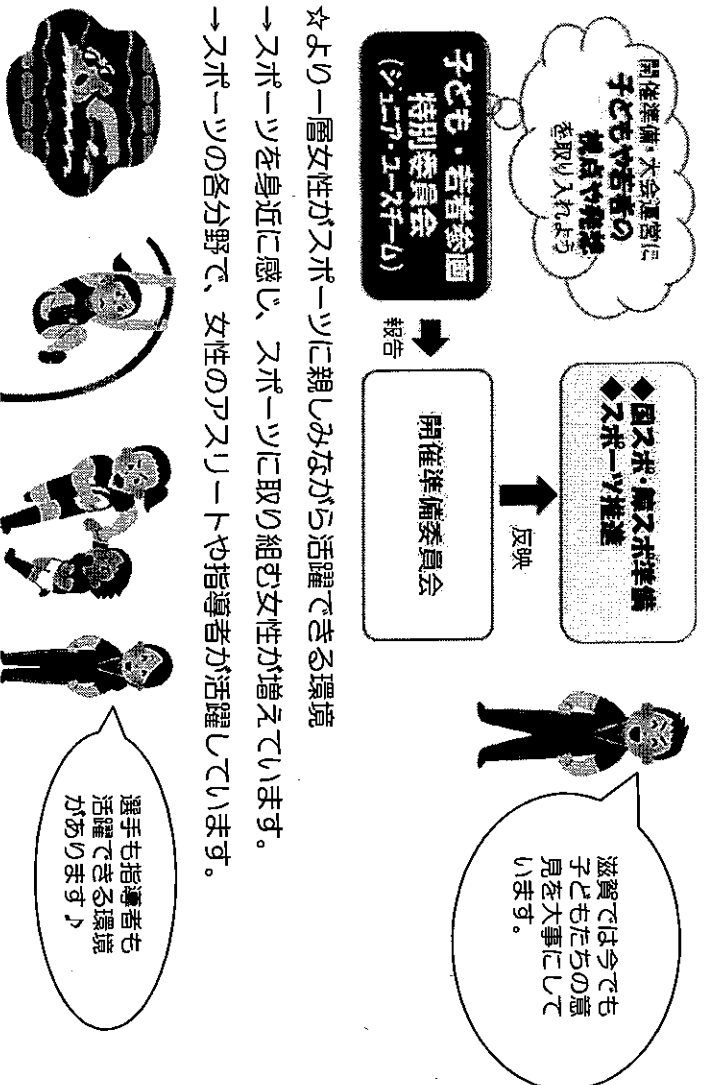
2 女性の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

- 開催準備（実行）委員会の各専門委員会¹⁸において、女性委員の参画機会を確保し、両大会の開催準備や運営に係るあらゆる場面で、女性の視点や意思を反映し、女性が、よりスポーツに親しめる環境づくりを進めます。
- 競技団体の役員への女性の登用や女性の指導者育成に向けて、競技活動継続の支援や指導者育成に向けた研修のほか、女性指導者ネットワーク構築の支援に取り組みます。
- 女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。
- デモスポや両大会の関連イベント等に、女性が参加しやすいものや子育て中の女性が親子で参加できるものを設けるなど、両大会への女性の参加に配慮します。

2024 滋賀シガシー^② スポーツで輝く滋賀の子ども・若者・女性

☆滋賀のスポーツ推進の次世代の担い手となる子ども・若者の育成

→両大会の成功に貢献した子どもたちが今では、滋賀のスポーツの大黒柱に！



☆よりの一層女性がスポーツに親しみながら活躍できる環境

→スポーツを身近に感じ、スポーツに取り組む女性が増えています。

→スポーツの各分野で、女性のアスリートや指導者が活躍しています。

¹⁸ 平成 30 年度現在、総務企画専門委員会、広報・県民運動専門委員会、競技運営専門委員会、全国障害者スポーツ大会専門委員会、宿泊・衛生専門委員会、輸送・交通専門委員会、子ども・若者参画特別委員会、募金・協賛推進特別委員会を設置。今後、式典・会場専門委員会、警備・消防専門委員会を設置予定。

第3節 『実施目標3 県民総参加でつくり、「滋養の力」を伸ばす大会』に向けた取組

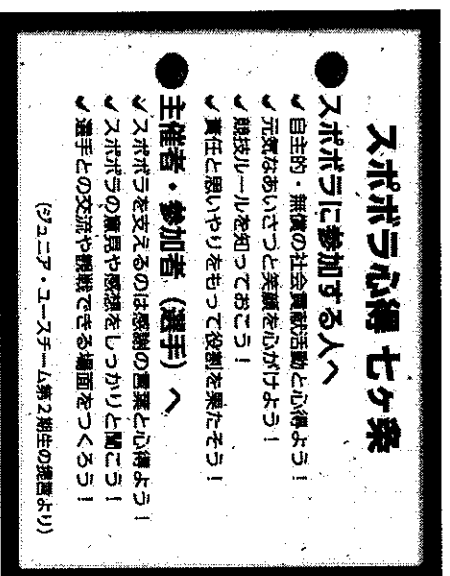
1 多様な主体との連携・協働

- 開催準備（実行）委員会および各専門委員会等を通じて県、市町、関係機関・団体、学校、企業等が緊密に連携・協働し、全ての人々が一丸となり、様々な立場の県民や地域の方、知恵や思いを結集して開催準備および大会運営を行います。
- 多くの県民が両大会開催を実感し、参加・協力できるような、開催競技（正式競技、特別競技、公開競技、デモスポ、全国障害者スポーツ大会正式競技、オープン競技）を県内の様々な地域で開催します。
- スポーツボランティア活動や県民運動（花いっぱい運動¹⁹、あいさつ運動、グリーンアツプ運動²⁰等）、式典前演技、募金など、すべての県民が何らかの形で両大会に参加・協力できる機会を創出します。
- 両大会の運営基盤づくりのため、広報活動と連携して県民や企業・団体の理解と賛同による寄附等の募集を様々な手法で推進するほか、企業協賛制度を構築します。

2 スポーツボランティア活動等の推進

- 県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、手話・要約筆記などを行う情報支援ボランティア、選手団と行動をともにする選手団サポートボランティアなど両大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。
- 県や市町、関係団体等と連携して、両大会に係るスポーツボランティア活動への参加機会に関する情報提供をするとともに、スポーツボランティア活動に関する普及啓発や企業等へボランティア休暇取得への理解を要請することなどにより、県民がスポーツボランティアとして両大会に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 県や市町、関係団体等と連携して、ワールドマスタースターズ2021 関西の実績を活かして、スポーツボランティア活動を円滑に行われるよう運営に努めるとともに、ジュニア・ユースチームで取りまとめた「スポボラ心得 セケ条」を踏まえ、スポーツボランティア参加者と主催者・参加選手が大会成功の喜びを分かち合えるよう運営に配慮します。

【スポボラ心得 セケ条】
(ジュニア・ユースチーム第2期生提言より)



¹⁹ 来県者を温かく歓迎するため、競技会場や沿道だけでなく、自宅や学校、公園など街並み全体を花で彩るもの。

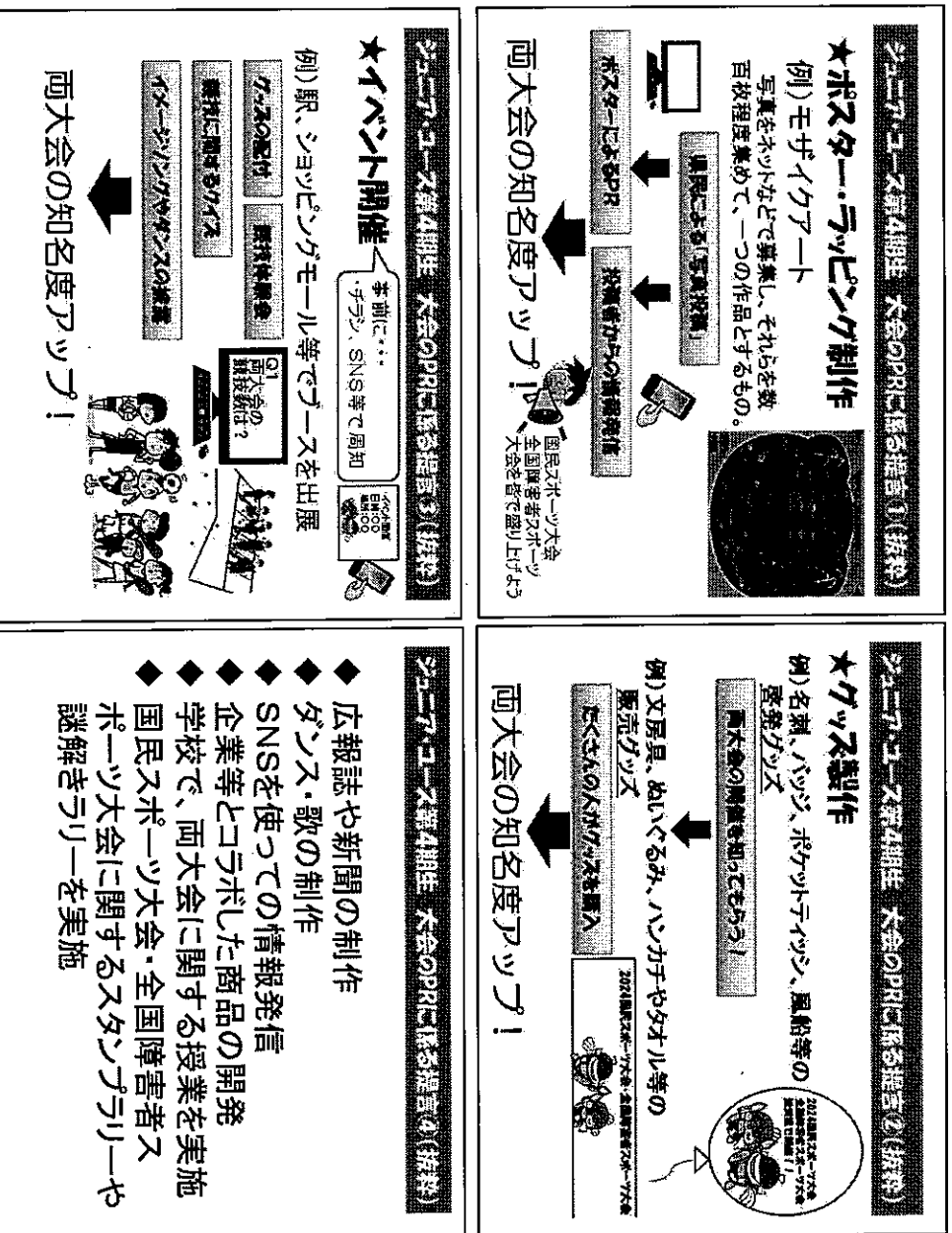
²⁰ 会場や会場周辺等の清掃活動

3 みんなの心に残る大会運営

(1) 心に残る情報発信および式典等の開催・運営

- 広報紙、ホームページ・SNS、出前講座、報道機関を通じた広報のほか、ジュニア・ユースチームの提言も踏まえて様々な周知方法を検討しながら、両大会や滋賀の魅力に係る情報を効果的に広報します。
- 両大会を象徴する愛称・スローガンの普及、大会マスコットキャラクターやイメージソング・ダンス、啓発イベント等により、県民の関心を盛り上げ、楽しい雰囲気を作ることで両大会開催の機運を醸成します。
- (再掲) 両大会あるいは両大会開催後のスポーツ推進を担う子ども・若者世代の関心を高めるため、子ども・若者にとって楽しくわかりやすい訴求力のある広報・情報発信を行います。
- (再掲) 女性の両大会への参加意欲や関心を高めるため、女性に訴求力のある情報発信・広報を行います。

【ジュニア・ユースチームによる大会のPRに係る提言】



- 開・閉会式や炬火イベントは、簡素な中にも歴史・文化、伝統など滋賀の魅力が表現されたものとするほか、参加者同士の絆が深まり、参加者の記憶に残るものとなるよう企画や演出に創意工夫を凝らします。また、本県ゆかりのスポーツ選手にも協力

を仰ぐとともに、子どもから高齢者まで多くの県民が参加できるよう配慮するほか、参加する選手・役員等の負担軽減や健康管理および情報支援にも配慮します。

- 来場できない方や県外にも各競技会の模様が伝わり、感動の輪が広く広がるよう両大会の開催中の状況を情報発信します。

(2) 「オリンピック・パラリンピックイヤー」にふさわしい大会運営

- 令和6年(2024年)のオリンピック・パラリンピックにおける滋賀県ゆかりの選手の活躍を情報発信するほか、スポーツ関係団体等と連携し、オリンピック・パラリンピックの感動と興奮の記憶を分かち合える展示や滋賀県ゆかりの選手に両大会や関連イベント等への参加を求めるなど、オリンピック・パラリンピックへの関心を活かした取組により、国内最大のスポーツの祭典に対する期待感やスポーツ実践の意欲を高めます。

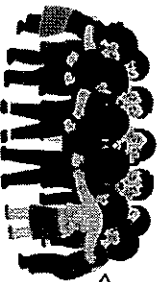
(3) 安全・安心な大会運営

- 両大会の開催期間中、災害や事故、大会参加者の傷病、感染症などの発生に備え、警備・消防、医事・衛生、輸送・交通等の各種方針・計画等を適切に策定・運用し、安全・安心な大会運営に努めます。

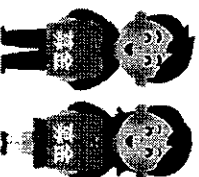
2024 滋賀シガジャー③ 『連携・協働で伸ばされた「滋賀のカ」』

☆地域の連帯感や郷土愛の醸成 ☆スポーツを支える文化の定着

→連帯感・郷土愛が深まり、スポーツを支える文化が定着しました！



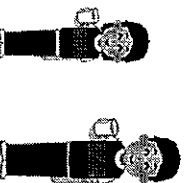
両大会を通じて、滋賀や仲間たちとの絆が深まりました！！



スポーツをみんなであえよう！

☆経験豊富なスポーツボランティア ☆社会貢献活動のさらなる活性化

→滋賀にはスポーツボランティアの経験者がたくさんいます！！

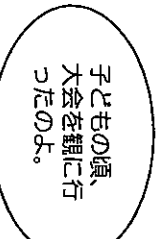


スポーツボランティアなららせて！！
次は他のボランティアにチャレンジしてみようかな。

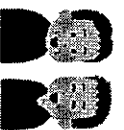
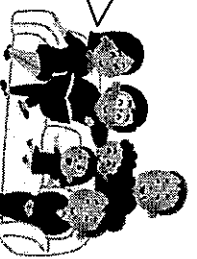


☆両大会の参加者の達成感や充実感

→両大会での楽しかった思い出が永く語り継がれています。



子どもの頃、大会を親に行ったのよ。



あれから30年。
良い大会だったね。



第4節 『実施目標4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会』

に向けた取組

1 おもてなしと滋賀の魅力発信

(1) 心のこもった「おもてなし」

- 花いっぱい運動やあいさつ運動、マナーアップ運動などの県民運動の取組により、来県者を温かく迎えるほか、地域・学校単位等で滋賀県選手はもとより、県外の選手も応援するなど、思いやりの心でもてなします。
- 各会場でニーズにあったパンフレットの提供、分かりやすい案内表示、行き届いたガイドに努めるなど、参加者が「来てよかった」と思える大会運営を目指します。
- 各会場や宿泊場所等で来県者に対し、豊かな自然、歴史、文化に育まれた様々な滋賀の食材を取り入れた郷土料理、特産品などの滋賀の魅力ある地域資源を活用した地産地消によるおもてなしを行うほか、おもてなしを契機に参加選手等と地域住民の交流を図ります。なお、選手等への食事提供の際は、体調管理にも配慮します。

(2) 滋賀の様々な魅力の発信

- 観光・文化関連団体や県関係機関等と連携し、豊かな自然や歴史、文化、芸術、祭り、伝統芸能、特産品などの地域資源、湖上スポーツ²¹をはじめとした滋賀ならではのスポーツ環境など、滋賀の魅力を情報発信し、来県者に滋賀での滞在を楽しんでもらいます。

- 県民一人ひとりが自ら滋賀の魅力を再発見し、多くの来県者に紹介することができるよう、おもてなしの機運を盛り上げます。
- 関係事業者と連携し、選手団の昼食の共通食材や宿泊場所・会場等における食事において、滋賀のおいしい食材を使用するなど地産地消に努めます。
- 優秀な成績を収めた選手やチームに対する副賞の授与など、注目を集める場面での滋賀の特産品の使用に努めます。

ジュニア・ユース第1期生湖上スポーツに際する提言(抜粋)

湖上スポーツの魅力を知ってもらいたい

⇒湖上スポーツ体験ができるバスマッサー

湖上スポーツ体験 → 温泉 → 県産品の産地 → 健康

◆湖上スポーツや自然をPRする

⇒浮く船とヨシ狩りで合格祈願

カヌー船とヨシをかるでかる(合格)のキャッチコピーでPR



金色の船や
お守り・鞍馬の
販売などの工夫

²¹ 湖上スポーツを活かした滋賀の魅力発信について、ジュニア・ユースチームより提言あり。

2 「大会文化プログラム」の展開

- 滋賀ならではの文化・芸術に係る展示会や音楽会、郷土の祭り、伝統芸能等に加え、スポーツ文化の発信に係る事業やeスポーツ²²など、来県者が競技観戦以外にも楽しめる「大会文化プログラム」²³を展開し、滋賀の文化、芸術等の魅力を発信します。

3 スポーツビジネスの展開等

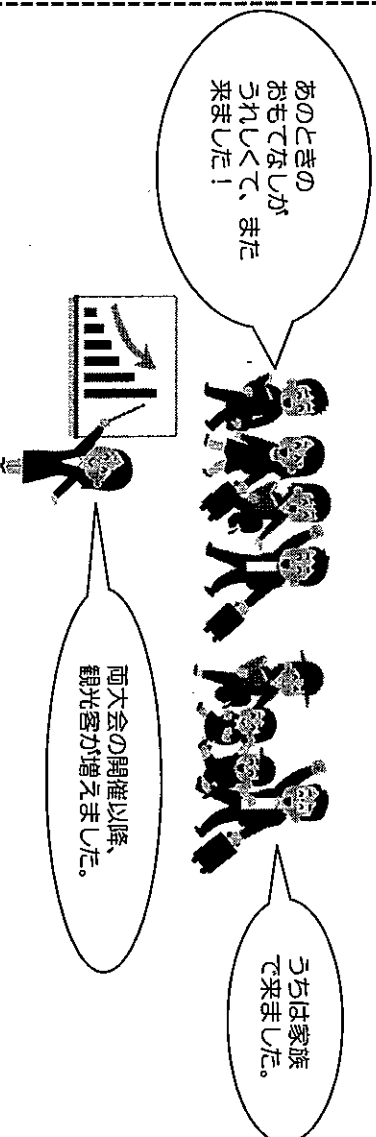
- 観光関連団体、企業、県関係機関等と連携し、両大会の競技への参加や競技観戦を契機に来県する人々に向けて、豊かな自然環境を活かしたスポーツツーリズム²⁴や、大会文化プログラムに基づく各種文化事業や歴史・文化等の地域資源を活かした文化ツーリズムのほか、農村環境や食材・食文化を活かしたツーリズムなど、滋賀ならではのツーリズムを提案します。
- スポーツ産業や観光産業、健康関連産業等を中心とした経済振興に向けて、県内外に両大会を契機とした誘客やスポーツ参加人口の増加につながるよう、両大会やスポーツ活動促進に関する情報発信・広報を積極的にまいります。
- 両大会の愛称・スローガンや大会マスコットキャラクター等を活用した商品開発を積極的に提案するなど、両大会の機運醸成と併せて企業等と連携したビジネスにもつながる取組を進めます。

2024 滋賀シガシー④ 「魅力と活力にあふれる滋賀」

☆ 「滋賀フアン」の増加と交流人口の拡大

☆ 両大会終了後も続く来県者とのつながり・交流

→ おもてなしや観光をはじめとする滋賀の魅力により「滋賀フアン」が増加しています。

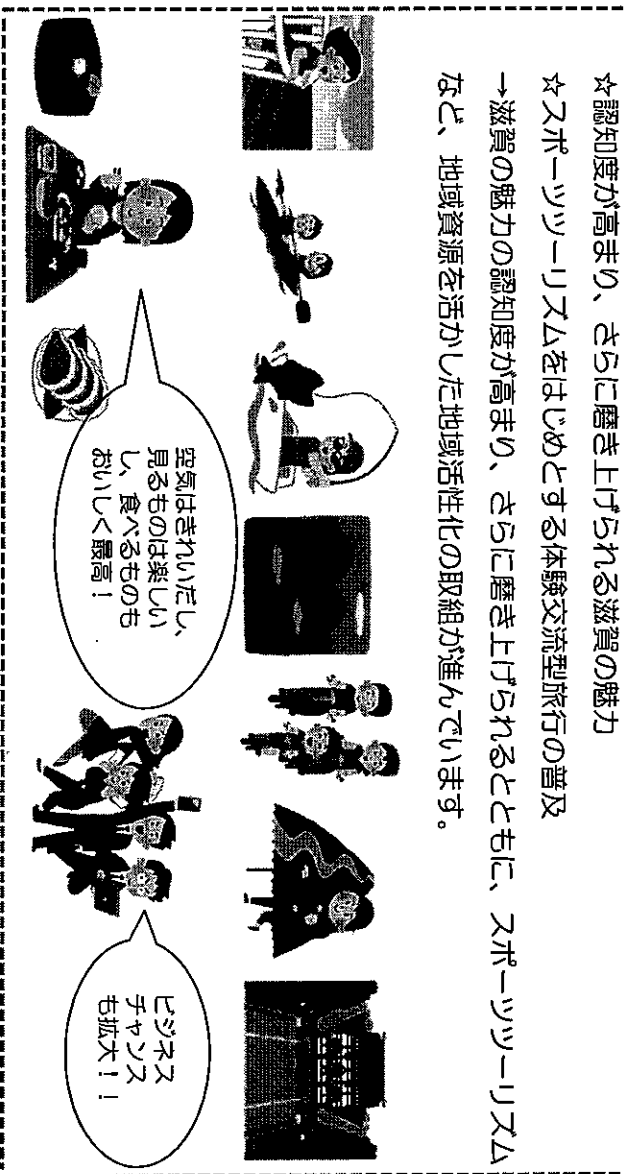


²² エレクトロニック・スポーツ(electronic sports)の略称で、コンピュータゲームで行うスポーツ競技をいう。平成29年(2017年)愛媛国体、平成30年(2018年)福井国体の大会文化プログラムにおいて、eスポーツが、スポーツ文化に関する事業として実施されたところ。令和元年(2019年)茨城国体でも実施予定。

²³ 大会文化プログラムとは、「文化プログラム実施基準」(公益財団法人日本スポーツ協会)に基づき、文化・芸術面から実施する国民スポーツ大会の開催行事の一つ。開催年の年間を通じて来県者に開催県の魅力を発信するため、各主催者がスポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとした文化・芸術イベントを実施するもの。

²⁴ 競技観戦やスポーツイベント参加などスポーツを目的とした観光をいう(ピロイチ、ボート、セーリング、カーヌー等の湖上スポーツ、登山、ハイキング、スキー等のアウトドアスポーツ等を楽しむこと等)。

☆認知度が高まり、さらに磨き上げられる滋賀の魅力
 ☆スポーツツーリズムをはじめとする体験交流型旅行の普及
 →滋賀の魅力の認知度が高まり、さらに磨き上げられるとともに、スポーツツーリズムなど、地域資源を活かした地域活性化の取組が進んでいます。



第5節 『実施目標5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会』に向けた取組

1 競技力の向上

○ 県とスポーツ関係団体、学校、企業等が連携しながら、選手の発掘・育成・強化、競技活動継続の支援、指導者の養成・確保、スポーツ施設の整備等により、計画的に競技力の向上を図り、滋賀県選手²⁵が活躍し、第79回国民スポーツ大会で天皇杯を獲得することを目指すとともに、両大会で活躍した選手が、両大会を契機として、さらに他の全国大会やオリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会等で活躍することを目指します。また、両大会を契機として、活躍した選手が指導者として次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。



【活躍する滋賀県選手】

※写真左から3人目および4人目

○ 競技力の維持・向上の環境づくりに向けて、県民のスポーツに対する意欲や関心を喚起する情報発信や普及啓発を行います。

2 スポーツを支える人材の育成

○ 滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に向けて、スポーツ関係団体と連携して、各種研修会の開催や講習会への派遣、公認指導者資格の取得推進等により、スポーツ推進の要となる指導者や競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員、競技会補助員の計画的な養成を図るとともに、指導方法の向上をはじめとする指導者の資質向上を図ります。

²⁵ 県内に活動の拠点を置き、または現に居住し、もしくは居住していた選手。

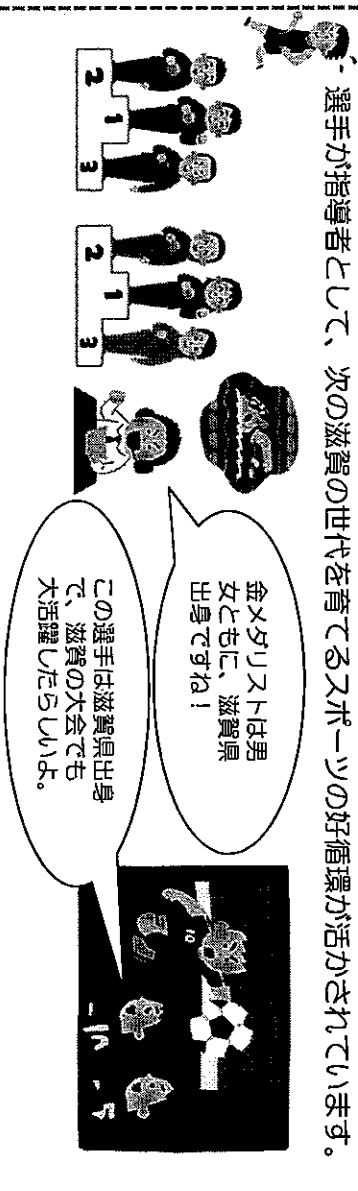
○(再掲)県や市町、関係団体、学校、企業等と連携しながら、大会運営ボランティア、手話・要約筆記などを行う情報支援ボランティア、選手団と行動をとる選手団サポートボランティアなど両大会における多様なボランティアの養成・確保を図ります。

2024 滋賀シガシー⑤ 『全国や世界の舞台で活躍する滋賀のアスリート』

☆競技力の向上 ☆県民のスポーツに対する高い関心や県の認知度向上

☆質の高い指導者や競技役員等

→両大会で活躍した滋賀の選手が全国や世界の舞台で活躍しています。また、活躍した選手が指導者として、次の滋賀の世代を育てるスポーツの好循環が活かされています。



第6節 『実施目標 6 滋賀の未来に負担を残さない大会』に向けた取組

1 大会運営の簡素・効率化

- 先催県の情報やノウハウを積極的に活用するとともに、様々な創意工夫を凝らすことで、開催準備から大会運営に至る全ての取組において簡素・効率化を図ります。
- 競技用具は、県、会場地市町、競技団体等が現有するものの活用を原則とし、不足する競技用具については、先催県や後催県等と連携して借用や共同購入を検討します。

2 財政負担等を考慮した施設整備

- 両大会開催に必要な施設は、既存施設の活用を基本とした上で、移転・改築等が必要な施設については、財政負担や将来のスポーツ推進や健康づくり促進等を考慮し、可能な限り寄附などの財源を確保し、事業費を抑制しながら整備します。なお、両大会終了後の施設利用や維持管理、財政負担、競技会開催運営等の観点から総合的に検討し、開催可能な既存施設の確保が困難な場合は、仮設施設の整備や県外施設の利用を検討します。
- 施設整備に当たっては、景観に配慮するとともに、防災拠点として、耐震性や災害時の緊急輸送機能や避難施設としての機能の確保に努めるものとします。

3 開催準備および大会運営における環境配慮

- 開催準備や大会運営に当たっては、廃棄物の発生抑制や分別を図るとともに、環境

- に優しい製品（再生・再利用製品、省エネ製品等）の利用や地産地消に努めます。
- 必要な施設・設備の整備に当たっては、必要な機能や経済性も考慮の上、再生資源を活用した資材や県産材の活用、省エネ製品や再生可能エネルギーの導入など、環境への配慮に努めます。
- 大会開催期間中における、マイカー自粛と公共交通機関の利用、アイドリントップを呼びかけることなどにより、温室効果ガスの発生抑制に努めます。
- 環境配慮の取組状況をホームページや開・閉会式会場等で情報発信するほか、クリーンアップ運動の取組などにより、県民や来場者の環境意識の醸成を図ります。

両大会における環境配慮の取組例（今後の予定含む）

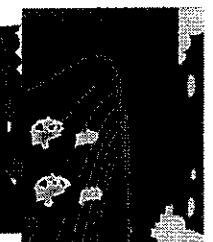
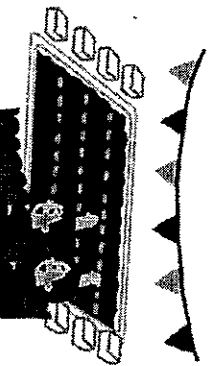
分類	両大会における環境配慮の取組例
開催準備	<p>物品は、必要最小限の購入とし、再利用または再生利用しやすい製品の優先的な購入に努める。環境に配慮した製品や、地産地消（輸送エネルギーの少ない地元で生産された商品の購入）の製品の優先的な購入に努める。</p> <p>業務委託の際は、環境配慮が適切に行われるよう仕様書への記載を行う。</p> <p>備品・物品は、修理等により長期使用するとともに、不要となった物も廃棄せず譲渡等により、有効利用を図る。</p> <p>広報資料や会議資料等は、必要最小限の作成に努める。</p> <p>広報・案内等は、インターネットやメール活用するなど、紙媒体は必要最小限とする。</p> <p>競技用具は、①現有活用、②現有活用で不足する場合は借用（レンタル）、③借用でもなお不足するまたは借用できない場合に購入、の順で整備することとする（物品の有効利用）。</p> <p>既存の施設・設備を最大限活用し、新たな施設・設備の設置は必要最小限とする。</p> <p>建設資材には、再生資源を活用した資材、県産材の使用に努める。</p> <p>施設において、LED照明、人感知式センサー照明、省エネ設備など省エネルギー機器の導入や、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの導入に努める。</p> <p>冷暖房の適切な温度設定や過度な照明や音響を避けるなどにより、省エネルギーに努める。</p> <p>大会参加者（選手、役員、観覧者）にマイボトルの持参を呼びかける。</p> <p>会場における廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。</p> <p>宿泊施設・会場等における食事提供において、食品ロス（食べられるのに廃棄される食品）の発生抑制に向けて、調理における工夫や消費者への啓発等を行い、廃棄物の発生抑制に努める。</p> <p>省エネルギー機器の使用に努めるとともに、再生可能エネルギーの利用に努める</p> <p>来場者に公共交通機関の利用を呼びかけ、公共交通機関が利用困難な場合は、シャトルバス利用などによりマイカー自粛につなげる。</p> <p>車両のアイドリントップを呼びかける。</p> <p>事業者と連携し、弁当やおもてなし広場での飲食において、皿・カップ類を再利用可能なリユース食器の利用を進めるほか、来場者にマイ箸、マイカップの持参を呼びかけるなど、廃棄物の発生抑制の啓発を行う。</p> <p>開催準備や大会運営における環境配慮の取組状況を周知し、環境意識の醸成を図る。</p>
施設整備	
大会運営	

2024 滋賀レガシー⑥ 『持続可能な滋賀への貢献』

☆大会運営の簡素・効率化および既存施設の活用等による財政負担の軽減

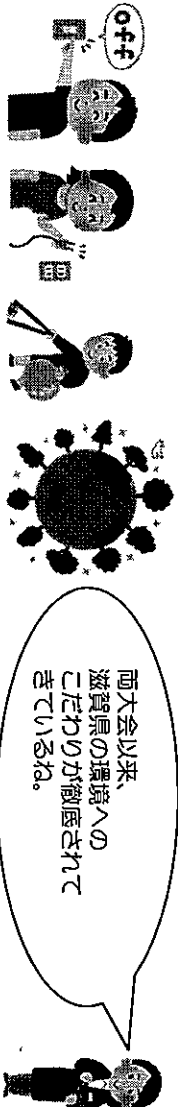
☆両大会終了後も持続的に有効活用されるスポーツ施設

→整備した施設が、後の世代まで愛され、活かされています。



こんな施設が滋賀にあってよかった！！

☆大会開催に伴う環境負荷の低減 ☆県民の環境配慮意識のさらなる向上
→滋賀では環境配慮への意識がこれまで以上に高まっています。



第7節 『実施目標7 すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会』に向けた取組

1 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催

- 開催準備および大会運営に係る基本方針・計画等は、国民スポーツ大会および全国障害者スポーツ大会共通のものとして策定します。
- 両大会の広報・情報発信や関連イベント・行事等を一体的に行う中で、県民全般に障害者および障害者スポーツ活動への理解や関心を広めるほか、障害のある人とないう人との交流の機会の創出を図ります。
- 両大会の運営において、一体的に開催できる方法を検討し、共生社会実現に向けた滋賀の大会の姿を全国に発信します。
- 両大会に係るスポーツボランティアや競技役員（審判員・運営員）、競技会係員、競技会補助員、競技補助員等を一体的に養成する中で、障害に係る知識の普及や障害者理解の促進に係る講習等を行い、障害のある人に配慮した大会運営を図ります。
- 国民スポーツ大会に向けた競技力向上の取組と併せて、関係団体や学校等と連携しながら障害者スポーツの選手の発掘・確保や団体競技のチーム創出・選手層の充実など、全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上の取組を推進します。
- 関係機関等と連携しながら、県内外への両大会の情報発信や、大会文化プログラムに基づき文化・芸術事業の機会を活用し、アール・ブリュット²⁶をはじめとする滋賀の福祉の先進的な取組を発信します。

2 障害のある人の大会準備・運営への参画および大会への参加の促進

- 開催準備委員会の各専門委員会等における障害のある人またはその関係団体の参画により、両大会の開催準備および大会運営に障害のある人の意見や視点を反映します。
- デモスポや両大会の関連イベント等に、障害のある人が参加しやさいものを設けるなど、両大会への障害のある人の参加に配慮するとともに、全国障害者スポーツ大会のオープン競技への参加を呼びかけます。

3 ユニバーサルデザイン等に配慮した大会運営

- 施設については、全国障害者スポーツ大会での利用も踏まえ、障害のある人や高齢

²⁶ 日本語訳では「生（き、なま）の芸術」とされる。「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。

者、子どもなど、すべての人が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン²⁷への配慮に努めます。

- 両大会に参加する選手・指導者や観戦に訪れる人々が快適に過ごせるよう、両大会における競技運営、ボランティア対応、情報保障²⁸、宿泊、輸送・交通などのあらゆる取組において、相手の状態や立場に立った、人に対して思いやりのある大会運営を行います。
- ジュニア・ユースチームが取りまとめた「心がけ宣言」等を踏まえ、関係団体や県・市関係機関等と連携しながら「心のバリアフリー」について情報発信し、県民や来県者等に対して、障害のある人に配慮した行動を広く呼びかけます。

【ジュニア・ユースチームによる「心がけ宣言」】

ジュニア・ユース第3期生 ～心がけ宣言～

1 困っている人がいたら手助けします。

- ・ 「何かお手伝いしましょうか」と進んで声をかけます。
- ・ 特に、駅のホームや横断歩道では気にかけます。



2 バリアフリーの施設や設備の利用マナーを守ります。

- ・ 多目的トイレやエレベーターは必要とする人の利用を考え、使用を控えるよう心がけます。
- ・ 自転車を路上（点字ブロックの上など）には停めません。
- ・ 障害者優先の駐車場の利用マナーを守ります。



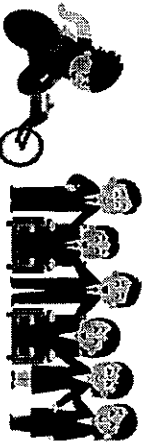
※提言のうち3は、
パラスポーツの魅力
発信に係る提言
(PI0掲載のため、本
頁では省略)

2024滋賀レガシー⑦ 『人がともに支え合う滋賀』

☆障害に関する知識や障害者理解のより一層の普及

☆「心のバリアフリー」のさらなる普及 ☆障害者スポーツの普及

- 障害者理解が進み、障害のある人となじみの交流が進み、思いやりの心が育まれています。
- 障害のあるなしにかかわらず、生涯を通じて誰もが身近にスポーツ活動に親しむとともに、スポーツを楽しめる地域づくりが進んでいます。



大会の応援に行っただけ、
皆で仲良くなりました。

☆障害のある人や高齢者、子どもなど様々な立場の人が利用しやすいスポーツ施設

→スポーツ施設に限らず、バリアフリー化が進んでいます。



どこに行っても
行動しやすくなりました。

²⁷ 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わず、誰もが利用できるよう、常によりよいものに改良していこうという考え方。

²⁸ 障害のある人が情報を入手するに当たり、必要なサポートを行うことで情報を提供することをいう。

第5章 開催基本構想の推進方策

以下により開催基本構想を着実に推進していくこととします。

第1節 推進体制

様々な立場で両大会に関わる各主体が、開催基本構想が示す方向性を踏まえて、連携・協働による取組あるいは、それぞれの主体的な取組を推進していくものとします。

第2節 開催基本構想の推進のために各主体に期待される役割

開催基本構想を推進するためには、両大会に関わる各主体が、各々の役割を果たすことが必要となります。各主体に期待される役割のうち、主なものは以下のとおりです。

1 選手 ～持てる力を最大限発揮～

(1) フェアな精神で持てる力を最大限発揮し、観客に夢と感動を与える

スポーツマンシップに則ったフェアな精神のもと、全力で競い合う姿や競技を楽しむ姿を見せ、観客に夢と感動を与えます。

(2) 県外の選手や会場地市町住民との交流促進

選手同士の交流、応援いただいた住民との交流の中で絆を深め、感動を共有し、選手一人ひとりにとっても心に残る大会にします。

2 県民 ～積極的に参加し、両大会を楽しむ～

(1) 両大会へ参加し、両大会を楽しみ、盛り上げる

スポーツボランティアや式典、県民運動等に積極的に参加し、両大会を楽しみ、盛り上げていきます。また、両大会への参加方法の一つとして競技会を観戦し、滋賀県選手はもとより、県外の選手にも温かい声援を送り、スポーツを楽しみます。

(2) 「マイスポーツ」の発見

自身に合った好きなスポーツ（＝マイスポーツ）を見つけ、その競技を観戦したり、スポーツ体験やデモスポートなどの機会を捉えて取り組みます。

(3) 来訪者への滋賀の魅力の紹介

一人ひとりの立場で、全国からのお客様を温もりの心でもてなし、県外の選手や関係者等と積極的に交流し豊かな自然や文化、食などの滋賀の魅力を紹介します。

3 スポーツ関係団体 ～両大会を通じたスポーツの普及・推進～

(1) 選手強化、指導者・審判員等の養成

競技団体は、両大会で選手が活躍できるように選手の育成・強化を行うとともに、大会運営が円滑に行われるよう審判員等を計画的に養成します。

公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会は、各競技団体が行う選手の育成・強化、指導者の養成等について指導や支援を行います。

(2) 会場地市町との連携による競技会の円滑な準備・運営

競技団体と会場地市町等が協力し、選手が気持ちよく試合に臨めるよう、競技会開

催に向けた準備と円滑な大会運営を図ります。

(3) スポーツの普及やスポーツを親しむ環境づくり

公益財団法人滋賀県スポーツ協会および滋賀県障害者スポーツ協会は、競技団体や県、市町等と連携し、スポーツイベントの開催やスポーツの普及・啓発に係る情報発信を行い、県民がスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを進めます。

各競技団体等は、両大会に向けて、開催競技の普及・推進を進めます。

4 企業 ～両大会開催に向けた支援・協力～

(1) スポーツ活動の支援

トップアスリートや優秀な指導者を受け入れる体制づくり、社員がスポーツに親しめる環境づくりなどに積極的に取り組むことを通じて、スポーツ活動を支援します。

(2) 滋賀の魅力の発信と地域活性化等への寄与

それぞれの企業活動の中で、滋賀の魅力の発信や、滋賀の魅力の磨き上げに取り組むことを通じて企業としての地域活性化等に寄与します。

(3) 寄附・協賛等を通じた両大会への支援・協力

両大会に係る寄附や企業協賛への参加など、両大会の運営基盤づくりを支援します。

5 各種団体 ～選手への温かい声援と両大会への参加、盛り上げ～

(1) 学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学等）

両大会に様々な立場で参加できることを周知し、両大会に対する興味・関心を喚起します。生徒、学生が滋賀県選手の応援や県外の選手の応援、関連イベント等への参加などで、スポーツで得られる感動を体験できる機会を多く持てるよう努めます。

(2) 地域住民組織（自治会、女性団体、老人クラブ、青年団体等）およびNPO

団体の活動に関連する県民運動に積極的に参加し、機運醸成に貢献します。

また、両大会開催時には、ボランティア等のかたちで各競技会の運営・準備を支援します。また、地域ゆかりの選手などを応援し盛り上げるとともに、来県する選手、監督や観覧者等をもてなし、交流を深めます。

6 市町 ～競技会の運営等～

(1) 競技団体等との連携による競技会の円滑な準備・運営

県や競技団体等と連携し、両大会の競技会の円滑な準備、運営を行います。

また、県や関係団体、県民等と連携し、選手の応援や、来訪者の歓迎や交流の輪を広げる取組など、会場地ならではのおもてなしを行います。

(2) 開催競技の広報・情報発信

各会場地市町における開催競技が会場地市町のシンボルスポートとして住民に認知されるよう、県や競技団体等と連携し、広報・情報発信等に努めます。

7 県～両大会を含めたスポーツ施策等の推進～

(1) 開催準備(実行)委員会の運営および関係機関・団体等の支援・調整

開催準備(実行)委員会の事務局運営を通じて、構成団体や企業、県民等と連携し、会場地選定、競技役員等の養成、広報・県民運動、宿泊・衛生、輸送・交通、式典運営、ボランティア養成、おもてなしなど、両大会の開催準備および大会運営の取組を開催県として責任を持って進めるとともに、市町や競技団体等の取組を支援します。

また、スポーツ施策以外の各種施策を所管する県・市町関係機関等とも必要に応じて連携・調整を図り、開催準備や大会運営に活かしていきます。

(2) スポーツ施策の推進

県民、市町、事業者、大学および競技団体等と連携・調整しながら、両大会の開催や競技力向上対策を含めた様々なスポーツ施策を計画的に推進します。

(3) 県立スポーツ施設の整備等

県民が将来にわたりスポーツ活動や健康づくり活動を行う拠点となる県立スポーツ施設の整備や運営を行います。

第3節 開催基本構想のフォローアップ(進行管理)の実施

1 フォローアップの実施体制

毎年度、開催基本構想の進行状況等について、把握し、検証します。

また、開催準備(実行)委員会事務局は、必要に応じて県関係機関や、市町や競技団体等との調整を行うものとします。

2 フォローアップの視点

フォローアップの視点は以下を基本とし、方法等は実施の都度、別途定めます。

- 取組が適切に進捗しているか
 - 取組に係る基本方針や計画、事業等は開催基本構想の方向性に沿ったものであるか
 - 課題を踏まえた今後の対応方針が適切であるか
- ### 3 フォローアップ結果の活用等

フォローアップ結果は、ホームページ等で公表し、取組の進捗状況や課題等を県民や関係団体等と広く共有するとともに、今後の開催準備や大会運営の検討に活用します。

第4節 両大会終了後のレガシー継承に向けた対応について

両大会が終了し、開催準備(実行)委員会の解散後においても、両大会開催によって生み出されるレガシーが次世代に確実に引き継がれ、定着化が進むことが求められます。そのため、今後、両大会開催までに、開催準備(実行)委員会や滋賀県スポーツ推進審議会²⁹等の場において、レガシーの定着化を継続的に推進する仕組みを検討していくとします。

²⁹ 滋賀県スポーツ推進審議会条例に基づき設置される県の審議会。スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画(=「滋賀県スポーツ推進計画」)その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画 改正案

取組項目の追加
時期の変更

行数	年度	平成25年(2013年)	平成26年(2014年)	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)
1	主なスポーツ大会	11年前 東京	10年前 長崎	9年前 和歌山	8年前 岩手	7年前 豊後	6年前 福井	5年前 茨城	4年前 鹿児島	3年前 三重	2年前 熊本	1年前 佐賀	開催年
2	開催手続	開催内々定 開催要請書提出 (日体連、文科省へ)	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定	開催内々定
3	推進組織	国体準備委員会 総会 一帯任委員会 専門委員会 (総務企画) (主会場選定) 特別委員会 (子ども、若者参画)	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会
4	市町組織	開催基本方針 県・市町の業務分担・ 経費負担基本方針	開催準備総合計画 (第1次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第3次)	開催準備総合計画 (第4次)	開催準備総合計画 (第5次)	開催準備総合計画 (第6次)	開催準備総合計画 (第7次)	開催準備総合計画 (第8次)	開催準備総合計画 (第9次)	開催準備総合計画 (第10次)	開催準備総合計画 (第11次)
5	会場地選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定	全県各市町選定基本方針・ 基準、主会場選定基準 主会場の選定
6	総務企画 (主会場選定)	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	競技施設 情報通信 文化プログラム 総合案内 行幸啓等	
7	広報・ 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動	広報 県民運動
8	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具	競技用具
9	宿泊・衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生	宿泊 衛生
10	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通	輸送・交通
11	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場	式典・会場
12	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防	警備・消防
13	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会
14	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛	基金・協賛
15	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画	子ども・若者参画
16	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)	【参考】競技力向上(対策本部)

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

大会報告書
解散

第7回常任委員会 第4号議案

第79回国民スポーツ大会 正式競技 会場地市町第五次内定(案)

番号	競技名(種目)		市町名	種別	開催予定施設
1	水泳	オープンウォーター スイミング	長浜市	全種別	長浜市南浜町地先特設会場
2	バレーボール	ビーチバレーボール	長浜市	全種別	長浜市南浜町地先特設会場

注) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果により、会場の追加変更等が生じる場合がある。

第7回常任委員会 第5号議案

第79回国民スポーツ大会 正式競技 開催予定施設変更(案)

【ハンドボール競技】

番号	市町名	開催予定施設			
		種別	(変更前)	種別	(変更後)
1	近江八幡市	少年男子 少年女子	近江八幡市立運動公園体育館	(同左)	近江八幡市立運動公園体育館 あづちファミリーセンター
2	彦根市	全種別	(仮称)彦根市新市民体育センター 県立彦根東高等学校体育館 県立彦根工業高等学校体育館 彦総グリーンアリーナ(彦根総合高等学校体育館)	成年男子 成年女子 少年女子	(仮称)彦根市新市民体育センター 彦総グリーンアリーナ(彦根総合高等学校体育館)

(理由)

中央競技団体正規視察において(仮称)彦根市新市民体育センターのコート2面
 設営およびあづちファミリーセンターの使用について確認が得られたことによる変更

第79回国民スポーツ大会 正式競技 競技会場地の内定状況

- 内定済み(第一次～第四次) …… 33競技(正式競技32、特別競技1)
- 第五次内定予定 …… 2競技(水泳(オウツカオータスミツク)、バレーボール(ビーチバレーボール))
- 未定 …… 7競技(水泳(競泳・飛込・水球・フーテバスワックスミツク)、体操(トランポリン)、自転車、馬術、ライフル射撃(CP以外)、ラグビーフットボール、ホウリウツク)

No	競技名	第79回国体 会場地			種別	(参考) びわこ国体会場地 市町村名				
		内定時期	市町名	施設名						
1	陸上競技	H26.5.26	彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場	全種別	大津市				
							競泳			彦根市
							飛込			彦根市
2	水泳					長浜市				
						フーテバスワックスミツク			長浜市	
						水球			長浜市	
3	サッカー	②H28.8.3	守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビツグレイク)	少年男	水口町、甲西町				
							東近江市	布引運動公園陸上競技場 京セラ株式会社滋賀八日市工場 総合グラウンド	成年男	
							大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場 伊香立公園芝生グラウンド びわこ成蹊スポーツ大学陸上 フィールド		
							大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別	彦根市
							大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別	大津市
4	テニス	②H28.8.3	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート	全種別	彦根市				
							大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別	大津市
5	ボート	②H28.8.3	大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別	大津市				
							大津市	滋賀県立琵琶湖漕艇場	全種別	大津市
6	ホッケー	③H29.7.31	米原市	県立伊吹運動場、米原市伊吹第 1グラウンド	全種別	伊吹町				
							米原市	県立伊吹運動場、米原市伊吹第 1グラウンド	全種別	伊吹町
7	ホッケー	④H30.5.21	東近江市	東近江市能登川スポーツセン ター体育館	全種別	能登川町				
							草津市	草津市総合体育館 (MINDYU) (2F)	成年男	
							近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	少年男	
8	バレー ボール	②H28.8.3	守山市	守山市市民体育館	少年女	近江八幡市、守山市				
							草津市	草津市総合体育館 (MINDYU) (2F)	成年女	
							近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	少年女	
9	体操	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別	栗東町				
							大津市	大津市市民体育館	少年女	
							大津市	大津市市民体育館	少年女	

No	競技名	第79回国体 会場地				種別	市町村名
		内定時期	市町名	施設名	種別		
10	バスケットボール	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	成年男	大津市	
			野洲市	野洲市総合体育館	成年女		
			草津市	YMCAZU 三ツ山総合体育館	少年女		
11	レスリング	②H28.8.3	栗東市	栗東市民体育館	全種別	甲賀町、信楽町	
12	セーリング	④H30.5.21	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場	全種別	大津市	
13	ウエイトリフティング	④H30.5.21	高島市	県立安曇川高等学校体育館	全種別	安曇川町	
14	ハンドボール	③H29.7.31	彦根市	彦根市市民体育館	成年男	彦根市	
			彦根市	彦根市立運動公園体育館	成年女		
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	少年男		
			彦根市	彦根総合高等学校体育館	少年女		
15	自転車 ロード					大津市	
						八日市市、蒲生町、日野町、永源寺町、愛東町、湖東町	
16	ソフトテニス	①H27.8.31	長浜市	長浜市民庭球場	全種別	長浜市	
17	卓球	②H28.8.3	野洲市	野洲市総合体育館	全種別	草津市	
			近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場			
			草津市	草津グリーンスタジアム			
			守山市	守山市民球場			
			東近江市	ひばり公園湖東スタジアム			
18	軟式野球	③H29.7.31	甲賀市	甲賀市民スタジアム	成年男	近江八幡市、守山市	
			守山市	守山市民球場			
			日野町	大谷公園野球場			
			長浜市	長浜バイオ大学ボーム (滋賀県立長浜ボーム)			全種別
19	相撲	①H27.8.31	長浜市	長浜バイオ大学ボーム (滋賀県立長浜ボーム)	全種別	日野町	
20	馬術					栗東町	
21	柔道	②H28.8.3	長浜市	木之本運動広場体育館	全種別	木之本町	
22	ソフトボール	②H28.8.3	東近江市	布引運動公園多目的グラウンド	成年男	草津市、八日市市	
			高島市	今津総合運動公園第2グラウンド	成年女		
			草津市	野村公園グラウンド	少年男		
			守山市	守山市民運動公園ソフトボール場・市民スポーツ広場	少年女		
23	フェンシング	③H29.7.31	大津市	ウカルちゃんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	五箇荘町	
24	バドミントン	②H28.8.3	大津市	新県立体育館	全種別	大津市	

(参考)
びわこ国体会場地

No	競技名	第79回国体 会場地			種別	参考) びわこ国体会場地 市町村名
		内定時期	市町名	施設名		
25	弓道	③H29.7.31	彦根市	(仮称)彦根市新市民体育センター	全種別	長浜市
26	ライコル 射撃	センター・ライフル・ピストル	天津市	滋賀県警察学校射撃場	全種別	天津市
		セクター・ライフル・ピストル以外				
27	剣道	①H27.8.31	湖南省市	湖南省総合体育館	全種別	今津町
28	スポーツ クライミ ンク	リード	竜王町	竜王町総合運動公園	全種別	高島町、志賀町、 高朽木村
		ボルタリング				
29	ラグビーフットボール					野洲町
30	カーヌー	スプリント	東近江市	東近江市能登川水庫とカーヌーラ ンク	全種別	大津市
		スローム トライルドゥオマーター	大津市	瀬田川特設カーヌー会場	全種別	
31	アーチェリー	①H27.8.31	愛荘町	愛荘町スポーツセンター 栗荘グラウンド	全種別	栗荘町
32	空手道	②H28.8.3	大津市	ウカルちやんアリーナ (滋賀県立体育館)	全種別	湖東町
33	銃剣道	③H29.7.31	高島市	新旭体育館	全種別	今津町
34	なぎなた	③H29.7.31	彦根市	パナソニック株式会社アプライア ンス社彦根工場多目的ホール	全種別	—
35	ボウリング					—
36	ゴルフ	③H29.7.31	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部	成年男	—
			甲賀市	ベアズ/バウ ジャパン カントリー クラブ	少年男	
			東近江市	名神八日市カントリー倶楽部	女子	
37	トライアスロン	④H30.5.21	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場	全種別	—
			大津市	皇子山総合運動公園野球場		
38	高等学校 野球	③H29.7.31	甲賀市	甲賀市民スタジアム	—	彦根市
			高島市	今津スタジアム		

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会正式競技 会場地市町内定(第一次～第五次) 配置図

主会場決定 (平成26年5月26日)
 第一次内定 (平成27年8月31日)
 第二次内定 (平成28年8月3日)
 第三次内定 (平成29年7月31日)
 第四次内定 (平成30年5月21日)
 第五次内定 (令和元年5月17日)

※未定...7競技(水泳
 (競泳、飛込、水球、フー
 ティスケットスミック)、体操
 (トランポリン)、自転車、馬
 術、ライフル射撃(CP以
 外)、ラゲビーフットボ
 ル、ボウリング)

長浜市 (5競技)
 ソフトテニス、相撲、
 柔道、バレーボール
 (ビーチバレーボール)、
 水泳(オーブンウォータ
 スミック)

米原市 (1競技)
 ホッケー

彦根市 (4競技)
 陸上競技、
 ハンドボール、弓道、
 なぎなた

愛荘町 (1競技)
 テーチユリー

東近江市 (6競技)
 サッカー、ソフトボール、
 軟式野球、ゴルフ、
 カヌー(スラント)、
 ボクシング

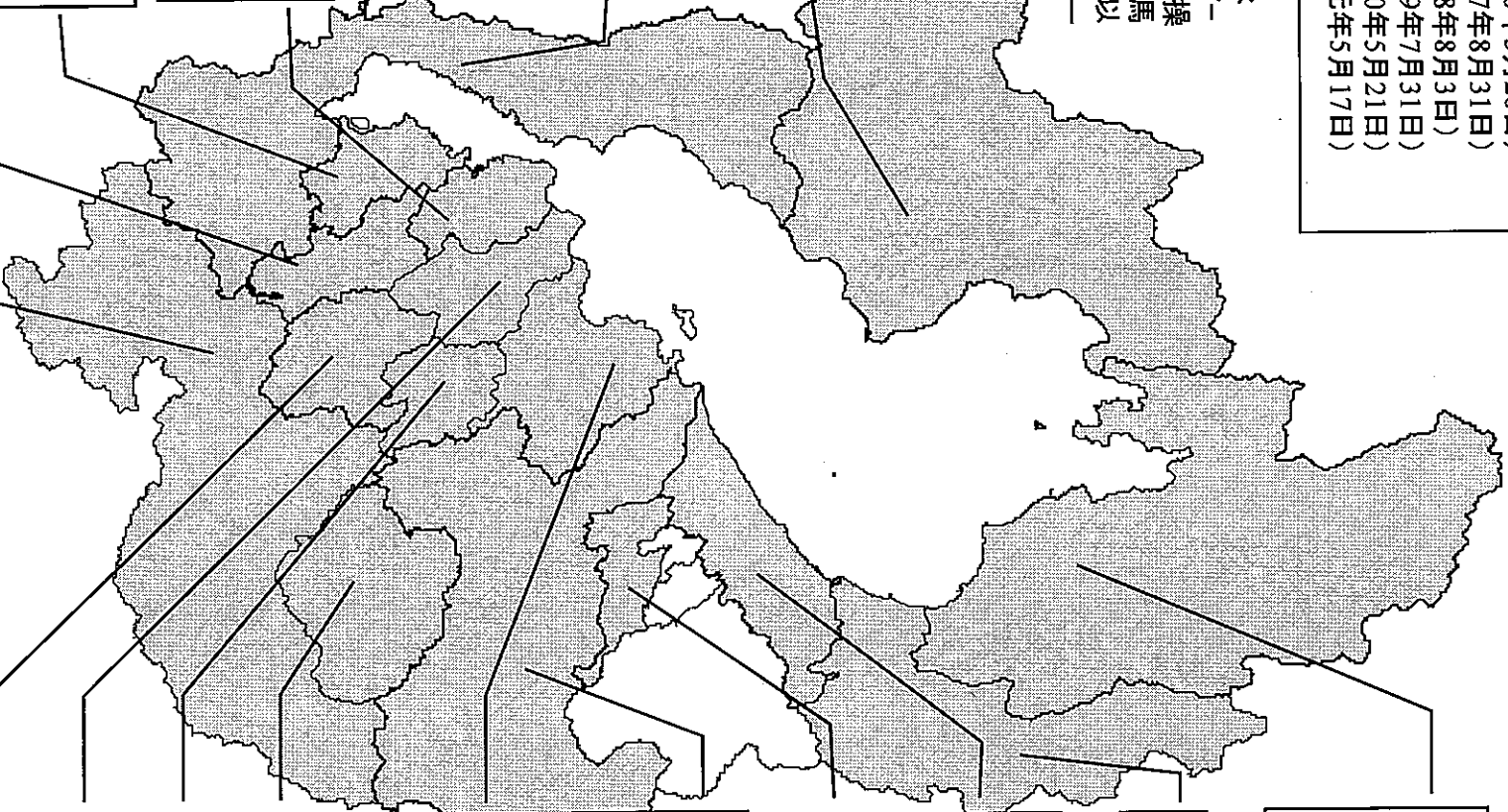
近江八幡市 (4競技)
 バレーボール、
 ハンドボール、
 軟式野球、
 トライアスロン

日野町 (1競技)
 軟式野球

竜王町 (1競技)
 スポーツクライミング

野洲市 (2競技)
 バスケットボール、卓球

湖南市 (1競技)
 剣道



高島市 (4競技)
 ソフトボール、銃剣道、
 高校野球(軟式)、
 ウェイトリフティング

大津市 (12競技)
 サッカー、テニス、
 ボート、体操、
 バスケットボール、
 フェンシング、
 バドミントン、空手道、
 高校野球(硬式)、
 セーリング、
 ライフル射撃(CP)、
 カヌー(スラロム、ウルト
 ナクター)

守山市 (4競技)
 サッカー、
 バレーボール、
 ソフトボール、
 軟式野球

草津市 (4競技)
 バレーボール、
 バスケットボール、
 ソフトボール、
 軟式野球、

栗東市 (2競技)
 レスリング、ゴルフ

甲賀市 (3競技)
 軟式野球、ゴルフ、
 高校野球(軟式)

第7回常任委員会 第6号議案

第79回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町第一次内定(案)

番号	競技名	市町名	種別	開催予定施設
1	綱引	近江八幡市	全種別	近江八幡市立運動公園体育館
2	ゲートボール	長浜市	全種別	長浜バイオ大学ボーム (滋賀県立長浜ボーム)
3	パワーリフティング	栗東市	全種別	栗東市民体育館
4	グラウンド・ゴルフ	甲賀市	全種別	甲賀市水ロススポーツの森
5	バウンズテニス	草津市	全種別	YMITアリーナ (くさつシティアリーナ)

注) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の変更等が生じる場合がある。

参 考 資 料

第79回国民スポーツ大会 公開競技会場の内定状況

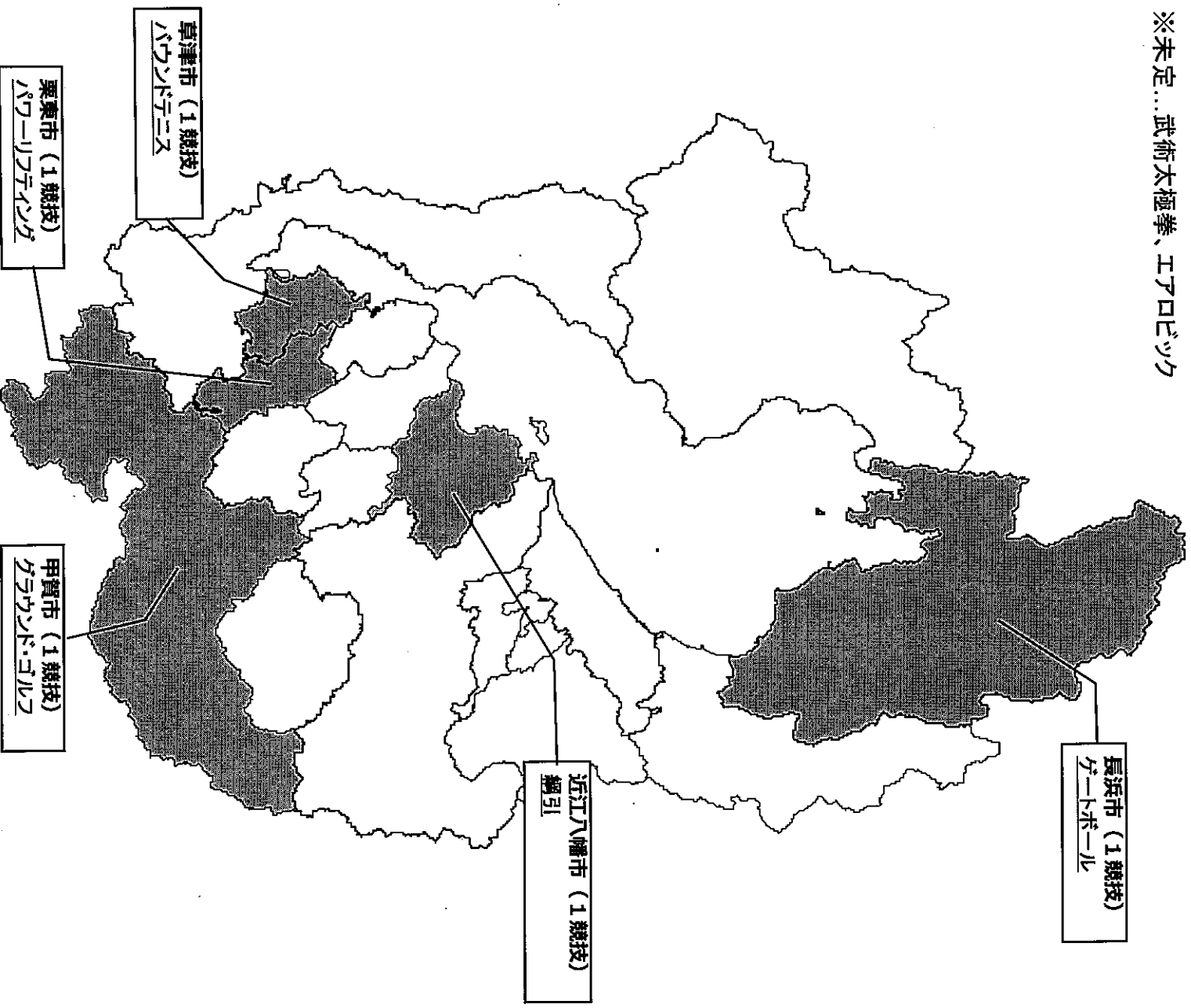
○第一次内定予定 …… 5競技
(5月17日予定)

No	競技名	第79回国民スポーツ大会 会場地				種別	(参考) 〇〇〇〇国民体育会 市町村名
		内定時期	市町名	施設名			
1	綱引	R元 5.17予定	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館		全種別	
2	ゲートボール	R元 5.17予定	長浜市	長浜バイオ大学ボーム (滋賀県立長浜ボーム)		全種別	
3	武術太極拳						
4	パワーステッピング	R元 5.17予定	栗東市	栗東市民体育館		全種別	
5	グラウンド・ゴルフ	R元 5.17予定	甲賀市	甲賀市水ロススポーツの森		全種別	
6	バウンディング	R元 5.17予定	草津市	YMITアリーナ (くさつセンターアリーナ)		全種別	
7	エアロビック						

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町内定（第一次） 配置図

※未定... 武術太極拳、エアロビック



第7回常任委員会 第7号議案

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町第一次内定(案)

番号	競技名等	市町名	障害区分	開催予定施設
1	開閉会式、陸上競技	彦根市	身・知	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場
2	アーチェリー	愛荘町	身	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド
3	卓球 (カナンブリーダーゲームデニスを含む)	野洲市	身・知・精	野洲市総合体育館
4	フライングディスク	甲賀市	身・知	甲賀市水口スポーツの森
5	ボッチャ	甲賀市	身	新水口体育館
6	バスケットボール	大津市	知	新県立体育館
7	車いすバスケットボール	大津市	身	新県立体育館
8	ソフトボール	高島市	知	高島市今津総合運動公園第2グラウンド
9	グラウンドソフトボール	東近江市	身	東近江市布引運動公園多目的グラウンド
10	バレーボール	近江八幡市	身	近江八幡市立運動公園体育館
		湖南省市	知	湖南省総合体育館
		草津市	精	草津市立総合体育館
11	サッカー	守山市	知	野洲川歴史公園サッカー場 (ピッツグレイク)
12	フットベースボール	長浜市	知	長浜バイオ大学ボーム (滋賀県立長浜ボーム)

注) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の変更等が生じる場合がある。

参 考 資 料

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地の内定状況

○第一次内定予定 …… 12競技

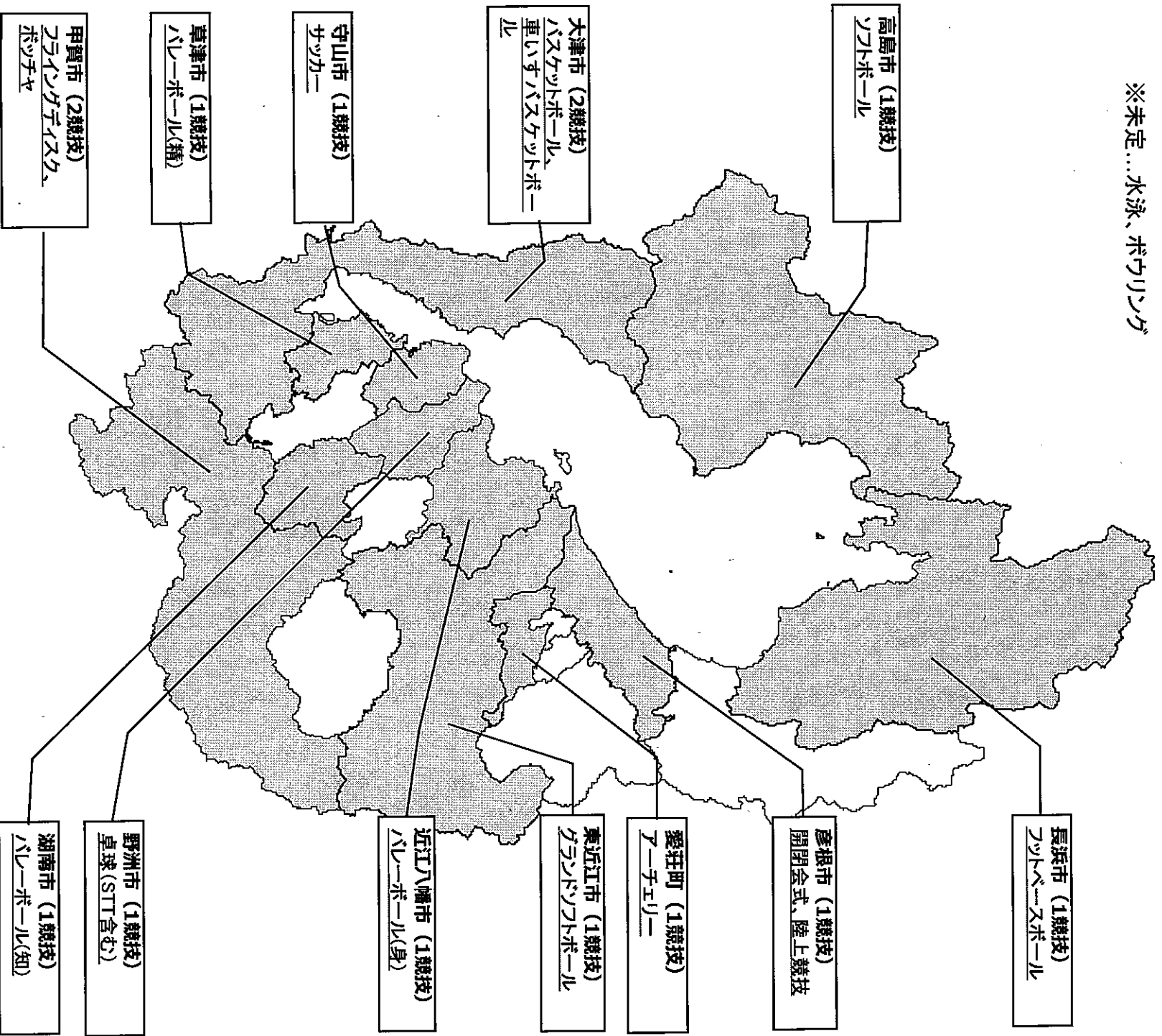
(5月17日予定)

No	競技名	第24回障害者スポーツ大会 会場地			障害区分	(参考) びわこ国体会場地 市町村名
		内定時期	市町名	施設名		
1	開閉会式、陸上競技	R元.5.17予定	彦根市	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場	身・知	
2	アーチェリー	R元.5.17予定	養荘町	養荘町スポーツセンター養荘グラウンド	身	
3	卓球 (サブパラテニールテニスを含む)	R元.5.17予定	野洲市	野洲市総合体育館	身・知・精	
4	フライングディスク	R元.5.17予定	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森	身・知	
5	ボッチャ	R元.5.17予定	甲賀市	新水口体育館	身	
6	バスケットボール	R元.5.17予定	大津市	新県立体育館	知	
7	車いすバスケットボール	R元.5.17予定	大津市	新県立体育館	身	
8	ソフトボール	R元.5.17予定	高島市	高島市今津総合運動公園第2グラウンド	知	
9	グラントソフトボール	R元.5.17予定	東近江市	東近江市布引運動公園多目的グラウンド	身	
10	バレーボール	R元.5.17予定	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館	身	
		R元.5.17予定	湖南省	湖南省総合体育館	知	
		R元.5.17予定	草津市	草津市立総合体育館	精	
11	サッカー	R元.5.17予定	守山市	野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグラインク)	知	
12	フットベースボール	R元.5.17予定	長浜市	長浜バイオ大学ボーム (滋賀県立長浜ボーム)	知	
13	水泳				身・知	
14	ボウリング				知	

注) 1 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町内定（第一次） 配置図

※未定...水泳、ボウリング



第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画【第1次】(案)

1 趣旨

第79回国民スポーツ大会の競技施設の整備を計画的かつ円滑に推進するため、第79回国民体育大会会場地市町選定基準および第79回国民スポーツ大会競技施設基準、中央競技団体正規視察の結果を踏まえ、会場地市町との協議を基に、全体的な整備計画を策定するものである。なお、本整備計画は現時点における予定であり、今後の状況に応じて見直すものとする。

2 施設整備区分一覧(平成31年2月現在)

整備区分 整備主体	新設	改修	仮設	既設	検討中	計
県	2	3	0	2	1	8
市町	4	19	7	3	8	41
民間	0	0	0	3	4	7
計	6	22	7	8	13	56

3 用語等の説明

- (1) 整備区分は次のとおりとする。
- ア 「新設」は、新たに常設の競技施設を整備するものをいう。
 - イ 「改修」は、既存の競技施設を改修するもの(通常の維持修繕を行うものを含む。)をいう。
 - ウ 「仮設」は、第79回国民スポーツ大会開催に合わせて臨時的に競技施設を整備するものをいう。
 - エ 「既設」は、既存の競技施設をそのまま使用するもの(通常の維持修繕を行うものを含む。)をいう。
- (2) 施設の概要は、新設は整備後の数値、改修および既設は現状の数値、仮設は競技施設基準の数値を記載した。
- (3) 整備年度は、設計等の期間を除き、工事期間のみを記載した。

第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画【第1次】(案)

会場地 市町	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要					整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数 等	照度 (ルクス)					観客席数 (固定席)	H30	R元	R2	R3	R4		R5
大津市	サッカー	少年女子	皇子山総合運動公園陸上競技場	天然芝	105	68	1	250	5,000	市	改修	天然芝の張替	H30-R元	⇒	⇒					本部室、放送室、事務室、医務室、記録員室、更衣室、シャワー室
			伊香立公園芝生グラウンド	天然芝	105	68	1	-	-	市	改修	天然芝の張替	検討中							シャワー室
			びわこ成蹊スポーツ大学陸上フィールド	天然芝	105	68	1	-	-	民間	検討中	検討中	検討中							シャワー室、更衣室
	テニス	全種別	大石緑地スポーツ村テニスコート	砂入り人工芝コート20面				-	-	市	改修	人工芝の張替	R2-5			⇒	⇒	⇒	⇒	更衣室、シャワー室、会議室
	ボート	全種別	滋賀県立琵琶湖漕艇場	コース長1,000m、6レーン					-	県	改修	管理棟・艇庫の改築、コース改修	R元-R2	⇒	⇒					会議室兼宿泊室、トレーニング室、更衣室、浴室
	体操	体操競技 全種別	新県立体育館	事業者 提案に よる	69 以上	40 以上	1	1,500 以上	2,500 以上	県	新設	体育館の新設	R3-R4							サブアリーナ、トレーニング室、会議室、スポーツ・体力測定室
		新体操 少年女子					4													
		成年男子 少年男子					8													
	バスケットボール	全種別																		
	バドミントン	全種別																		
	セーリング	全種別	大津市柳が崎特設セーリング会場	2海面					-	市	仮設	コース設営	検討中							
	フェンシング	全種別	ウカルちゃんアリーナ(滋賀県立体育館)	RC造 一部S造	45	42	8	1,200 ~ 2,300	1,905	県	既設	-	-							小競技場、会議室、更衣室
	空手道	全種別					4													
ライフル射撃	CP 全種別	滋賀県警察学校射撃場	RC造	38	24.5	18射席	160~ 550	-	県	検討中	検討中	検討中							指揮室、体育館	
カヌー	スラローム リフトボート 全種別	瀬田川特設カヌー会場	コース長1,500m					-	市	検討中	検討中	検討中								
高等学校野球	硬式	皇子山総合運動公園野球場	土 天然芝	中堅 122	両翼 100	1	881~ 1,500	15,000	市	改修	スコアボード改修	R3				⇒			本部室、放送室、事務室、シャワー室、審判員室、更衣室、室内練習場、教護室	

第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画【第1次】(案)

会場 地 市 町	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数 等	照度 (ℓx)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5	
草津市	バレーボール	成年男子 成年女子	草津市立総合体育館	RC造	48.6	44.8	2	2,000	770	市	改修	床研磨・塗装	R4						⇒	会議室、更衣室、シャ ワールーム、トレーニング 室、柔道場、剣道場、 幼児運動室、授乳室
	バスケットボール	少年女子	YMITアリーナ(くさつシティア リーナ)	RC造	49	38	2	1,515	1,884	市	新設	体育館の新設	H29-30	⇒						研修室、会議室、多目 的室、医務室、キッズ ルーム、コミュニティ ラウンジ
	軟式野球	成年男子	草津グリーンスタジアム	土 人工芝	中堅 122	両翼 98	1	-	355	市	改修	スコアボード改修、人工 芝改修	R2-3			⇒	⇒			本部席、放送室、医務 室、更衣室、ミーティ ング室
	ソフトボール	少年男子	草津市立野村運動公園グラウンド	土	中堅 76.2	両翼 76.2	2	-	-	市	改修	防球ネット設置	R3-4				⇒	⇒		会議室、倉庫
守山市	サッカー	少年男子	野洲川歴史公園サッカー場(ビッグレ イク)	天然芝 人工芝	105	68	3	130~ 200	1,200	市	検討中	検討中	検討中							クラブハウス、会議 室、サロニールーム、 ロッカー室、シャワー 室、教護室等
	バレーボール	少年女子	守山市民体育館	RC造 一部S造	42	36	2	700	937	市	改修	床研磨、遮光対策、照明 改修、床支柱穴設置	R元 R3-4		⇒		⇒	⇒		会議室、更衣室、放送 室、教護室、シャワー 室等
	軟式野球	成年男子	守山市民球場	土 人工芝	中堅 123	両翼 100	1	-	1,344	市	既設	-	-							更衣室、シャワールーム、 教護室、審判室、役員 室等
	ソフトボール	少年女子	守山市民運動公園ソフトボール場・ 市民スポーツ広場	土	中堅 69	両翼 69	2	-	-	市	検討中	検討中	検討中							
栗東市	レスリング	全種別	栗東市民体育館	RC造 一部S造	35	45	4	1,400	500	市	改修	床改修	R3					⇒		更衣室、会議室、放送 室、談話室、教護室、 トレーニングルーム等
	ゴルフ	成年男子	琵琶湖カントリー倶楽部	18ホール						-	民間	検討中	検討中	検討中						
甲賀市	軟式野球	成年男子	甲賀市民スタジアム	土 人工芝	中堅 122	両翼 100	1	400~ 750	966	市	改修	防球ネット改修、グラウ ンド改修	H30-R5	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	本部室、楽音室、事務 室、医務室、更衣室、 シャワールーム、会議室、 控室等
	高等学校野球	軟式																		
	ゴルフ	少年男子	ベアズパウ ジャパン カントリーク ラブ	18ホール						-	民間	検討中	検討中	検討中						

第79回国民スポーツ大会 競技施設整備計画【第1次】(案)

会場地 市町	競技名	種目・種別	競技施設名	施設の概要						整備 主体	整備 区分	主な整備内容	整備 年度	(整備年次計画)						付帯施設等	
				構造・ 表層	縦 (m)	横 (m)	面数 等	照度 (lx)	観客席数 (固定席)					H30	R元	R2	R3	R4	R5		R6
野洲市	バスケットボール	成年女子	野洲市総合体育館	RC造 一部S造	51.2	38.4	2	2,500	1,216	市	検討中	検討中	検討中							小アリーナ、柔剣道場、会議室、控室、放送室、幼児体育室、更衣室、シャワー室	
	卓球	全種別					12														
湖南省	剣道	全種別	湖南省総合体育館	RC造	45.3	36.5	2	637	456	市	既設	—	—							更衣室、控室、会議室	
高島市	ソフトボール	成年女子	今津総合運動公園第2グラウンド	土	150	150	2	—	—	市	改修	検討中	検討中							会議室	
	高等学校野球	軟式	今津スタジアム	土 天然芝	中堅 122	両翼 100	1	320	2,900	市	改修	スコアボード改修、スタンドベンチ改修、ダッグアウト改修	R2		⇒					会議室、本部室、記録室、更衣室、審判控室、選手控室、シャワー室	
	ウエイトリフティング	全種別	県立安曇川高等学校体育館	RC造	27	38.1	1	590	—	県	既設	—	—								
	銃剣道	全種別	新旭体育館	RC造	41	30	1	582	—	市	改修	検討中	検討中							事務室、ミーティング室、更衣室	
東近江市	サッカー	成年男子	布引運動公園陸上競技場	天然芝	71	106	1	—	1,800	市	既設	—	—							会議室、医務室、更衣室、放送室、貴賓室、シャワー室等	
			京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	天然芝	158	164	2	—	—	民間	既設	—	—							研修棟(会議室等)	
	ソフトボール	成年男子	布引運動公園多目的グラウンド	土	80	80	2	600~ 1,180	—	市	検討中	検討中	検討中							会議室、更衣室(シャワー付)、医務室	
	ゴルフ	女子	名神八日市カントリー倶楽部	18ホール						—	民間	検討中	検討中	検討中						控室、更衣室、浴室	
	ボクシング	全種別	東近江市能登川スポーツセンター体育館	RC造 一部S造	35	42	2	593	246	市	新設	体育館の新設	H30-R元	⇒	⇒						多目的室、会議室、研修室、医務室、談話室、更衣室、トレーニング室
	カヌー	スプリット 全種別	東近江市能登川水車とカヌーランド	コース長500m以上、9レーン						—	市	検討中	検討中	検討中							
米原市	ホッケー	全種別	県立伊吹運動場	人工芝	65	107	1	200	500	県	改修	人工芝の張替、散水設備改修、照明設備改修	H30-R元	⇒	⇒						多目的室、更衣室、シャワー室
			米原市伊吹第1グラウンド	人工芝	115.8	83.5	1	320	600	市	改修	人工芝生化	H30	⇒						倉庫	

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本計画（案）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の県民運動は、県民一人ひとりが、様々な形で大会に参加、協力し、理解を深めることにより、「県民」・「来県者」がともに満足し、「滋賀県」に将来に渡って引き継がれるレガシーを遺す「三方（さんぼう）よし」の大会を実現するために、以下の取組を推進します。

また、「健康長寿」、「ボラソニア活動の年間行動率」など本県が「日本一」である特徴を活かした取組を展開します。

1 取組

(1) 「滋賀といえばこれ!」と思う“もの・こと”で滋賀を訪れる方々を迎え、交流すること、**「ええやん滋賀!」**と感じてもらえるよう、**あたたかいおもてなし**をしましょう。

- ・ 琵琶湖を中心とした豊かな自然や歴史、文化、食など滋賀の地域資源でもてなします。
- ・ 福祉先進県として、県民の誰もが、思いやりの心をもって、障害のあるなしに関わらず、訪れる人が快適に過ごせるようもてなします。
- ・ 滋賀県選手はもとより、県外の選手に対してもあたたかな声援で応援します。
- ・ 手作りののぼり旗や横断幕などで歓迎します。
- ・ あいさつ運動やマナーアップ運動を展開し、明るい笑顔で元気なあいさつ、親切な応対等、琵琶湖のようにさわやかにもてなします。
- ・ 花いっぱい運動やクリーンプアップ運動を展開し、琵琶湖・河川・道路等の環境美化に努め、きれいな街でもてなします。
- ・ 交通安全運動や防犯運動を展開し、安全・安心に過ごせるようにします。

(2) **いつまでも健康でいられるよう、「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で親しめる「ライスポーツ」を見つけましょう。**

- ・ デモンストレーションスポーツや会場地市町等におけるスポーツ教室、各種スポーツイベント等に参加します。
- ・ 障害のあるなしや年齢などに関わらず、誰もが楽しめるスポーツに取り組み、交流を通じ、障害に対する理解を深めます。
- ・ ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組み、健康長寿日本一を継続します。
- ・ 両大会にゆかりのある、滋賀のアスリート等と交流します。
- ・ 両大会のイメージダンスを覚えて、踊ります。
- ・ 両大会をはじめとする各種競技会などに出かけ、観戦・応援します。
- ・ 地域のスポーツ活動を応援します。

- (3) 大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に大会や地域を盛り上げましょう。
- ・ ボランティア活動の年間行動者率日本一を活かし、障害のあるなしや年齢に関わらず、県民総参加で取り組みます。
 - ・ スマートフォン・パソコン所有率日本一を活かし、大会に関するイベント等の情報をSNS等で発信します。
 - ・ 子ども・若者・女性の関心を高める広報やイベントを通じて、両大会の参加を促します。
 - ・ 開・閉会式など両大会の関連イベント・行事等に参加します。
 - ・ 両大会に関するボランティア活動に、積極的に参加します。
 - ・ 両大会をはじめとする競技会などに出かけ、あたたかく応援します。
 - ・ 両大会のイメージソングやイメージダンスによって、心をひとつにして盛り上げます。
 - ・ 募金や企業協賛で、両大会の開催準備・運営を支援します。

2 取組の進め方

- (1) 県準備 (実行) 委員会は、全体的な計画や取組を定め、この運動の普及・啓発活動を行うとともに、市町準備 (実行) 委員会や各種団体等と連携し、全県域における運動を展開します。
- (2) 市町準備 (実行) 委員会は、地域の特性に応じた計画や取組を定め、地域における普及・啓発活動を行うとともに、地域住民や各種団体等と協力し、市町における運動を展開します。
- (3) 学校や企業、NPO法人、各種団体等は、それぞれの活動の中でその特徴を活かした県民運動を企画し、取組を行うとともに、県および市町ならびに各主体の運動に参加・協力します。

3 主な推進スケジュール

年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
	開催内定		開催決定		リハーサル大会	リハーサル大会 大会開催
計画など	県民運動 基本計画	県民運動 プロジェクト				
関連イベント	開催内定 周知活動		開催決定 イベント		開催1年前 イベント	開催直前 イベント

第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針改正（案）

第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針を次のとおり改正する。

- 1 改正の内容**
別紙のとおり
- 2 改正の理由**
全国障害者スポーツ大会に関する内容を追加するため
- 3 施行日**
令和元年 5月17日

第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針</p>
<p>第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。</p> <p>(2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 競技役員等の定義および編成方法</p> <p>(1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。</p>	<p>第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）における競技役員等の編成は、各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 国スポの競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。 障スポの競技役員等の編成は、<u>滋賀県開催準備（実行）委員会</u>が、<u>会場地市町および競技団体等</u>と十分協議して行う。</p> <p>(2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 競技役員等の定義および編成方法</p> <p>(1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。</p>

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技会役員		国民体育大会開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②（略）

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

3（略）

4（略）

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技会役員 ※国スポのみ		国民体育大会開催基準要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②（略）

(2) 国スポの競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

障スポの競技役員等の編成案は、滋賀県開催準備（実行）委員会が会場地市町および競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3（略）

4（略）

第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針改正（案）

第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針を次のとおり改正する。

- 1 改正の内容
別紙のとおり
- 2 改正の理由
全国障害者スポーツ大会に関する内容を追加するため
- 3 施行日
令和元年 5月17日

第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針 新旧対照表

改正前	改正後
第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針
<p>第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。</p> <p>6 <u>競技役員等については、大会後に引き続き行われる第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。</u></p>	<p>第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・推進を図り、各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。</p> <p><削除></p>

第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画改正（案）

第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画を次のとおり改正する。

- 1 改正の内容
別紙のとおり
- 2 改正の理由
全国障害者スポーツ大会に関する内容を追加するため
- 3 施行日
令和元年 5月17日

第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画 新旧対照表

改正前	改正後
第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画
<p>第79回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「<u>第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針</u>」および「<u>第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針</u>」に基づき、「<u>第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画</u>」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。</p>	<p>第79回国民スポーツ大会（以下「<u>国スポ</u>」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「<u>障スポ</u>」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針</u>」および「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針</u>」に基づき、「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画</u>」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 業務分担</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。</p> <p>(2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町が関係団体と十分協議し、その養成を行う。</p> <p>(3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。</p>	<p>2 業務分担</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。</p> <p>(2) <u>国スポの競技会係員</u>および<u>競技会補助員</u>については会場地市町が、<u>障スポの競技会係員</u>および<u>競技会補助員</u>については<u>県</u>が、<u>関係団体</u>と十分協議し、その養成を行う。</p> <p>(3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

4 養成スケジュール

区分/養成方法/養成団体				年度 開催前年	2016 8年前	2017 7年前	2018 6年前	2019 5年前	2020 4年前	2021 3年前	2022 2年前	2023 1年前	2024 開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上									
				資格取得、資格維持、資質向上									
	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上									
運営員	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	養成、資質向上									
				養成、資質向上									
競技補助員	県内講習会	競技 団体	養成、資質向上										
競技会係員	県内講習会	会場地 市町	養成										
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町	養成										

5 (略)

4 養成スケジュール

区分/養成方法/養成団体				年度 開催前年	2016 8年前	2017 7年前	2018 6年前	2019 5年前	2020 4年前	2021 3年前	2022 2年前	2023 1年前	2024 開催年
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上									
				(離欠中) 資格取得、資格維持、資質向上									
	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上									
運営員	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	養成、資質向上									
				(離欠中) 養成、資質向上									
競技補助員	県内講習会	競技 団体	養成、資質向上										
競技会係員	県内講習会	会場地 市町	県	養成									
				(離欠中) 養成									
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町	養成										
			県	(離欠中) 養成									

5 (略)

第79回国民スポーツ大会 競技用具整備要項(案)

1 趣旨

この要項は、「第79回国民体育大会競技用具整備基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)の競技運営に万全を期するとともに、国スポを契機としてスポーツの普及・推進に資することを目的とし、国スポ開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の区分

(1) この要項において「競技用具」とは、次表のとおりとする。

区分		内容	例 示
競技用	備品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設に付帯するものを除く。)	ゴールポスト、艇、ネットの支柱、卓球台、得点板等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、ホイッスル、フラッグ、ネット等
運営用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技会運営に必要な備品(施設に付帯するものを除く。)	机、テント、放送器具等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	事務用品、記録用紙、清掃用具等

(2) この要項において「備品」とは、比較的長期にわたって、その性質または形状を変更することなく使用に耐えるもので、取得価格が30,000円以上の物品をいう。

(3) この要項において「消耗品」とは、備品以外の物品をいう。

3 競技用具整備計画の作成

- (1) 競技用具整備計画は、会場地市町が県競技団体および県と協議の上、作成する。
- (2) 競技用具の規格および数量については、県および会場地市町が県競技団体と協議の上、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体と調整し決定する。
- (3) 競技用具の整備にあたっては、国スポ時に使用可能な現有の競技用具を活用し、不足する場合には借用する。
- (4) 現有活用および借用により整備してもなお不足する競技用具については購入する。なお、購入にあたっては、必要に応じて県が先催県および後催県等と調整し共同購入等を検討するものとする。
- (5) 整備時期は、競技別リハーサル大会の実施などを勘案し、調整する。

4 業務分担および経費負担

- (1) 競技用具の借用は会場地市町が行うものとし、経費を負担する。なお、必要がある場合は、県が会場地市町の依頼により斡旋に努める。
- (2) 競技用具の購入にかかると会場地市町の業務分担および経費負担区分は、次の表による。

競技会場および 練習会場の 施設区分		県有施設	市町有施設	その他の施設
競技用具区分	備品	県	会場地市町	会場地市町
	消耗品			
競技用具	備品	会場地市町	会場地市町	会場地市町
運営用	消耗品			

- (3) 基本方針に定める「配慮が必要な競技用具」については、県と会場地市町が別途協議する。

5 競技用具の転用および処分

購入した競技用具の転用および処分については、国々が終了後、購入した者の責任において行うものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具整備に必要な事項は、県と会場地市町が別途協議するものとする。

第79回国民スポーツ大会 デモンストラーツシヨンスポーツ実施基本方針（案）

第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）において実施するデモンストラーツシヨンスポーツ（以下「デモスポ」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」、「同細則」および「国民体育大会デモンストラーツシヨンスポーツ実施基準」ならびに「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 誰もが参加できるデモスポを各地で積極的に実施し、県民の国スポへの参加機会をより多く設けることで、県民が楽しめる国スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、デモスポに参加する県民が、スポーツや健康づくりへの関心を高め、行動につなげる契機とする。
- (3) 年齢、性別、地域、障害のあるなしを問わず、交流の輪を広げるとともに、人と人との絆を育み共に支え合う活力ある地域づくりを目指す。

2 実施競技の選択

実施競技は、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 正式競技、特別競技および公開競技以外の競技で、公益財団法人滋賀県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）の加盟団体が実施している、または県スポ協の推薦が得られる競技・レクリエーションであること。
- (2) 広く県民に普及していること、今後普及する見込みがあること、または、地域特有のものとして取り組まれていること。
- (3) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
- (4) 既存施設での開催が可能であること。
- (5) 市町および競技団体の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

会場地は、「第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 実施するデモスポを普及・推進する市町であること。
- (2) 実施するデモスポの開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施方法および実施期間

- (1) 実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、令和6年4月1日から国スポ閉会までの期間とする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施日数は原則として1日とする。

5 業務分担および経費負担

業務分担および経費負担は「第79回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」の定めるところによる。

第24回全国障害者スポーツ大会 オーブン競技実施基本方針(案)

第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)において実施するオーブン競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の定める「全国障害者スポーツ大会開催基準要綱」および「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) オーブン競技の実施により、スポーツ活動への参加機会の拡大を図り、障害のある人が主体的に参画する障スポを目指す。
- (2) 「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で、オーブン競技に参加する県民が、障害者スポーツへの関心を高め、行動につながる契機とする。
- (3) 障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を目指す。

2 実施競技の選択

- 実施競技は、公募を行い、次の事項について総合的に検討し、選択する。
- (1) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定める個人競技および団体競技(以下「正式競技」という。)以外の競技であること。
 - (2) 主管する競技団体等に大会運営能力があること。
 - (3) 県内に出場可能な選手・チームが存在すること。
 - (4) 県外の選手・チームが出場できるルールが確立している競技であること。
 - (5) 既存施設での開催が可能であること。

3 実施方法および実施期間

- (1) オーブン競技は、正式競技の開催に支障のない範囲で実施するものとし、実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。
- (2) 実施時期は、原則として障スポの開催期間内とする。

4 業務分担および経費負担

オーブン競技の実施団体は、競技会の準備および開催運営に係る業務(関連業務全般含む。)を主導で行うものとし、その経費については、当該団体の負担とする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画(案)

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場
地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会(以
下「国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の
宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舍に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者(以下「参加者」という。)の配宿
計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舍に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舍に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府
県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舍に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地
市町が連携し、仮配宿計画(会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシ
ミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。)を作成する。

【障スポ】

宿舍に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配
宿計画を作成する。

(4) 宿舍の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、
ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場
地市町が、公共施設等の転用(以下「転用施設」という。)および民家の利用(以下「民
泊」という。)ならびに近隣市町の旅館の利用(以下「広域配宿」という。)を行うなど、
必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必
要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県
は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スポ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

【障スポ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スポ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スポ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備（実行）委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スポ】

参加者の宿泊料金は、国スポの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備（実行）委員会が、決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スポ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スポ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画(案)

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、医事・衛生業務を円滑に推進する。

1 医療救護対策

(1) 救護所および救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員等その他関係者ならびに一般観覧者(以下「参加者等」という。)の傷病の発生に速やかに対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

(2) 医療救護体制の周知徹底

傷病発生に伴う患者への対応や障害の種類・特性に応じた配慮については、パンフレットの作成、配付等により、各都道府県、宿舍および医療機関等に周知徹底を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫に関する知識の普及および意識の啓発

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、より一層、防疫に関する知識の普及および意識の啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

参加者等の消化器系感染症の発生予防のため、宿舍および弁当調製施設等の食品取扱施設(以下「宿舍等」という。)の業務従事者の健康診断実施の励行を指導する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿舍等に対し、より一層、食品衛生に関する知識の普及および意識の啓発を図り、あわせて自主的な衛生管理の取組を推進する。

(2) 監視指導の実施

宿舍等を対象に、監視・指導を行うとともに、必要に応じて食品の収去検査等を実施する。

4 環境衛生対策

(1) 会場および生活環境の美化

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所および観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 宿舍の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿舍に対して必要な指導等を行い、宿舍の衛生対策に努める。

(3) 廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(4) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(5) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(6) 動物の適正管理

競技会場および宿舍等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

5 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬に対し、関係機関、団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対処できる診療体制を整え、入退厩時の調整および敷料の確保等に努め、馬事衛生対策の万全を期する。

6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本計画(案)

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町、関係機関および関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。)の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は、次のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督(障スポにおいては選手。以下同じ。)
- ② 都道府県選手団本部役員(障スポにおいては役員。以下同じ。)
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県または会場地市町が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

【国スポ】

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式3日前から閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町が別に期間を定める。

【障スポ】

輸送・交通業務を行う期間は、原則として開会式2日前から閉会式終了1日後までの間とする。

(3) 業務の範囲

【国スポ】

ア 輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所および発着時刻等を定め、計画的に行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議のうえ、必要と認められる場合は、この限りでない。

【障害】

輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、開・閉会式輸送、競技会場地輸送およびその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得て、全国から来県する選手・監督および都道府県選手団本部役員等の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定に当たっては、各都道府県等に対する来県意向調査を実施する。

(2) 輸送業務の範囲

【国スポ】

全国から来県する選手・監督および都道府県選手団本部役員等について、各都道府県出發地から宿泊地の間とする。

【障スポ】

全国から来県する選手および役員等について、各都道府県出發地から指定乗降地（全国から来県する選手および役員等に示す来県・離県の際に利用する駅等をいう。以下同じ。）の間とする。

(3) 集合・解散輸送

選手・監督および都道府県選手団本部役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して集合、解散することを含む。）とする。なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の増便等座席の確保その他の輸送上の便宜が図られるよう、関係機関および関係団体等に要請する。

(4) 輸送案内

【国スポ】

輸送案内は、県が主要拠点に設置する総合案内所および会場地市町が指定下車駅等（全国から来県する選手・監督等に宿舍の目標駅等として示す宿舍最寄り駅等を含む。以下同じ。）に設置する案内所において行う。

【障スポ】

輸送案内は、県が指定乗降地に設置する総合案内所において行う。

(5) 指定下車駅等および指定乗降地の設定

【国スポ】

選手・監督および都道府県選手団本部役員等の指定下車駅等は、県が会場地市町と協議のうえ、会場地市町の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

【障スポ】

選手および役員等の指定乗降地は、来県の利便性、駅構内および周辺のバス乗降場の状況、宿舍および競技会場地へのアクセス等を勘案し県が設定する。

- (6) 指定下車駅等および指定乗降地からの輸送

【国スポ】

指定下車駅等と宿舍の間の輸送については、輸送距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町が行う。

【障スポ】

指定乗降地と宿舍の間の輸送については、輸送距離、道路交通事情ならびに選手および役員等の参集方法を勘案し、必要に応じて県が行う。

3 開・閉会式輸送

- (1) 開・閉会式輸送実施計画の策定

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、式典計画および開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し、開・閉会式輸送実施計画を策定する。

- (2) 輸送業務の範囲

【国スポ】

開・閉会式に参加する選手・監督および都道府県選手団本部役員等について、指定集合地（開・閉会式輸送における選手・監督等の集合地をいう。以下同じ。）と開・閉会式会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

【障スポ】

開・閉会式に参加する選手および役員等について、開閉会式当日における開・閉会式会場、指定集合地および競技会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

- (3) 指定集合地の設定

開・閉会式における選手・監督および都道府県選手団本部役員等の計画輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員および道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町が協議して開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

- (4) 指定集合地と宿舍間の誘導

【国スポ】

指定集合地と宿舍が異なる場合は、指定集合地と宿舍間の誘導を会場地市町が行い、指定集合地において県に引継ぎを行う。

- (5) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間および道路交通事情等を勘案し、関係機関および関係団体等と協議のうえ、開・閉会式における計画輸送経路を設定する。

- (6) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握および事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 一般観覧者の輸送は、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅および駐車場等からのシャトルバスの運行、臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じる。

イ 自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、開・閉会式会場の椅子席利用者等の輸送については、別途配慮する。

(8) 車両許可証等の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町輸送・交通業務指針

【国スボ】

県は、会場地市町における輸送・交通業務を推進するため、会場地市町輸送・交通業務指針を示し、業務の円滑な準備、運営に努める。

(2) 競技会場地輸送計画

【国スボ】

会場地市町は、会場地市町輸送・交通業務指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。同一の競技が2市町以上の会場地で行われる場合の選手・監督および都道府県選手団本部役員等の輸送は、関係市町が協議のうえ実施する。

【障スボ】

県は、関係機関および関係団体等の協力を得るとともに、会場地市町と調整を図り、競技会場地輸送計画を策定する。

5 円滑な輸送の確保

(1) 借上バス等の確保

【国スボ】

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバスおよびタクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、競技会場地輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町と協議のうえ、必要に応じて関係機関および関係団体等にバス確保の協力を要請する。

【障スボ】

県は、開・閉会式輸送および競技会場地輸送について、関係機関および関係団体等の協力を得て、必要なバスおよびタクシー等の車両の確保に努める。

(2) 鉄道・路線バス等の確保

【国スポ】

県は開・閉会式輸送、会場地市町は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

【障スポ】

県は、開・閉会式輸送および競技会場地輸送について、関係機関および関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 予備車の確保

県および会場地市町は、大会期間中、緊急時に備えて予備車を確保する。

6 駐車場の確保

県および会場地市町は、道路交通事情および大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関および関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

7 交通安全対策

県および会場地市町は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関および関係団体等の協力を得て、駐車場および乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置および各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

8 輸送サービスの推進

(1) 輸送担当係員の講習

県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて県および会場地市町の輸送担当係員に対し、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

(2) 輸送関係機関等の講習

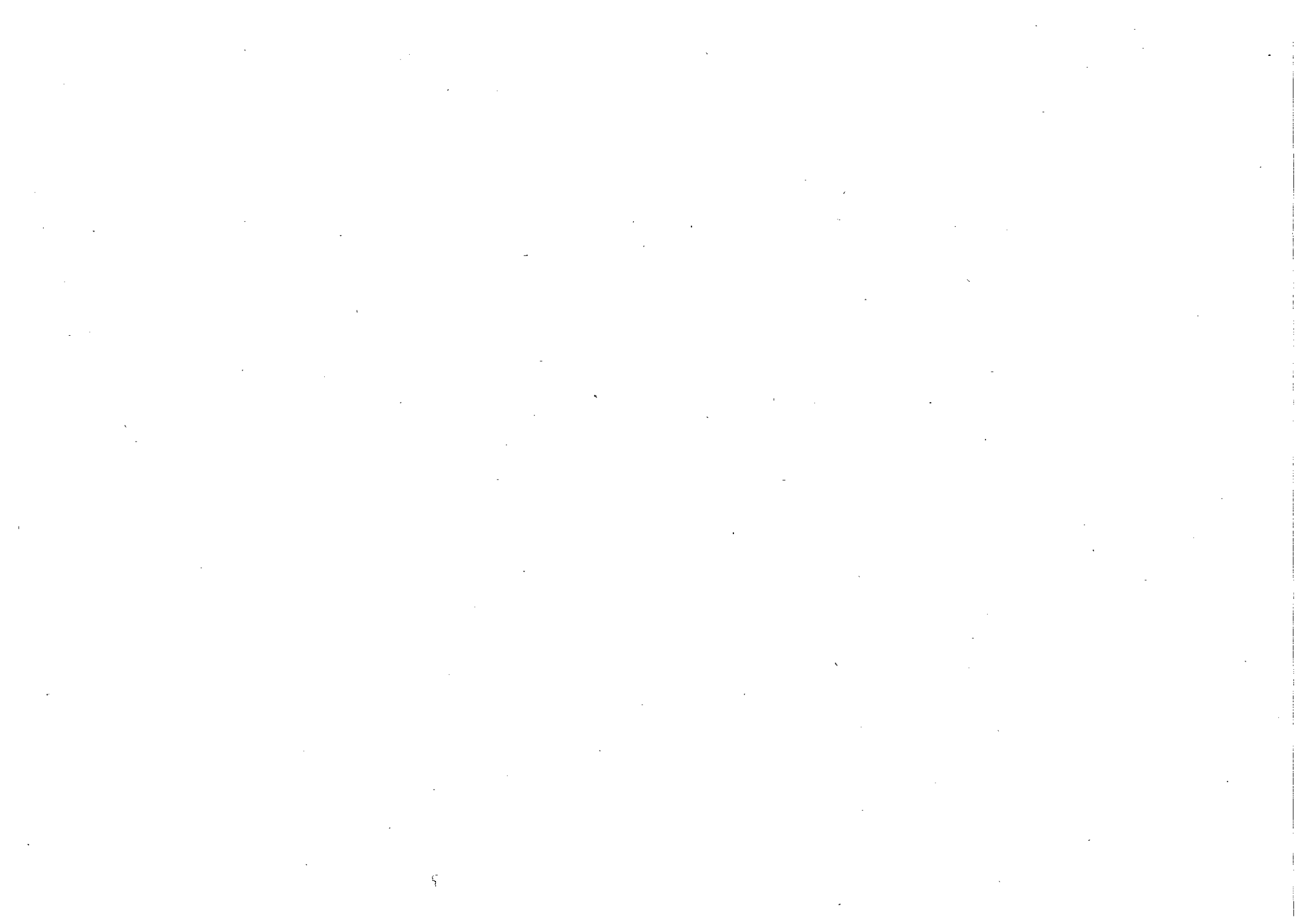
県および会場地市町は、円滑な輸送を推進するため、関係機関および関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための講習会の実施を求める。

9 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

10 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。



参 考 资 料



平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定
平成27年(2015年)8月31日
第3回総会一部改正

第79回国民体育大会 会場地市町選定基本方針

第79回国民体育大会(以下「大会」という。)における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストラーションポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低1競技を開催することを原則とする。
- 2 同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3 会場地の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。



第79回国民体育大会 会場地市町選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

なお、陸上競技、公開競技、デモンストラেশヨンスポーツおよび開閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

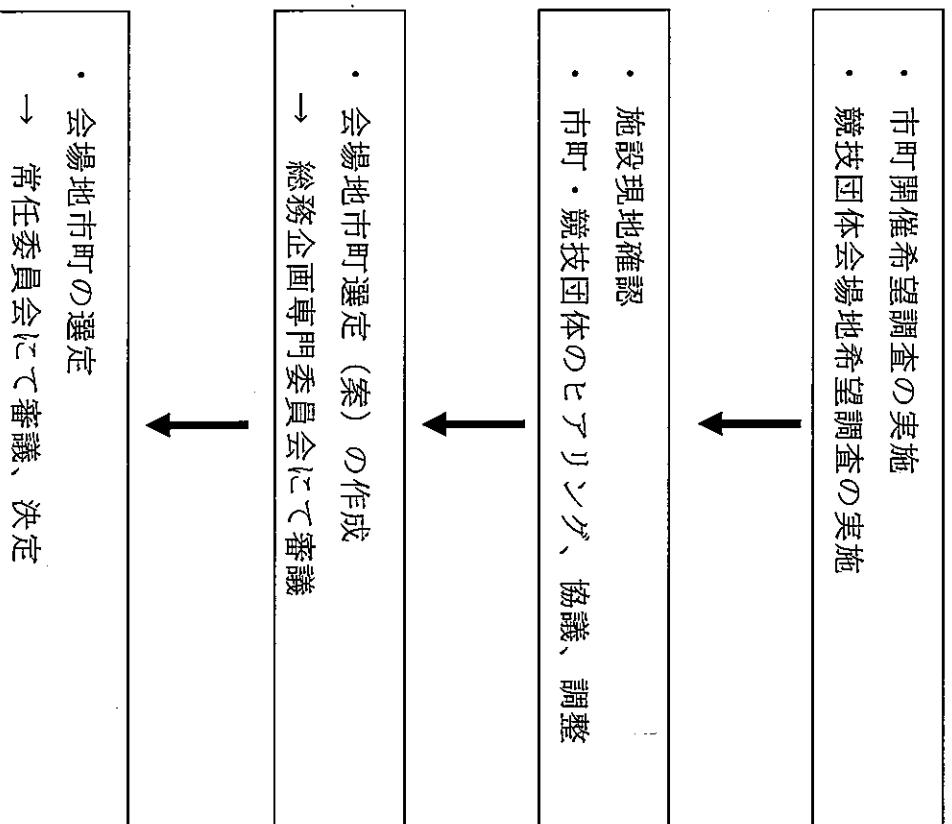
次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないように、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとする。

但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。

- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (6) 選手・役員の前送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



第 7 9 回国民体育大会 公開競技実施基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実施目的

- (1) 大会を契機として、競技を普及するとともにスポーツを推進し、生涯スポーツ社会の実現につなげる。
- (2) 県民一人ひとりが多くのスポーツに触れる機会を増やすことにより、健康づくりへの関心を高め、「滋賀をスポーツで元気にする大会」の実現を目指す。

2 実施競技の選択

- 実施競技は、次の事項について総合的に検討し、綱引、ゲートボール、武术太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンズテニス、エアロビツクの7競技から選択する。
- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での当該競技の普及・推進が図られること。
 - (2) 当該県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
 - (3) 当該中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町の開催希望があること。

3 会場地市町の選定

- 会場地は、「第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。
- (1) 正式競技と特別競技を開催しない市町を優先とし、市町と競技団体の意向が合致すること。
 - (2) 実施する公開競技の普及・推進が図られる市町であること。
 - (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町であること。

4 実施時期と実施日数

- (1) 実施時期は平成36年4月1日から閉会までとする。ただし、大会総合開会式・閉会式当日は除くものとする。
- (2) 実施日数は、4日間を上限とする。

5 業務分担および経費負担

- (1) 競技会の準備および開催運営に係る業務（関連業務全般含む。）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費、当該競技会に関する経費については、原則として競技会参加者の自己負担とする。

6 その他

競技会の実施方法およびその他の必要な事項は別に定める。

平成29年(2017年)7月31日
第5回常任委員会決定

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会で使用する会場地は、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第79回国民体育大会の会場を使用するものとする。
- 2 選手等の負担軽減、交通・宿泊施設等の状況を総合的に判断し、宿泊場所と競技会場はできるだけ近接した地域に配置する。
- 3 全国障害者スポーツ大会競技規則その他各競技規則に定める競技の実施に適合する会場とする。
- 4 会場は、原則として既存施設を活用する。

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

役員名簿（会長・副会長・常任委員）

（令和元年5月17日 第7回総会開会時点）

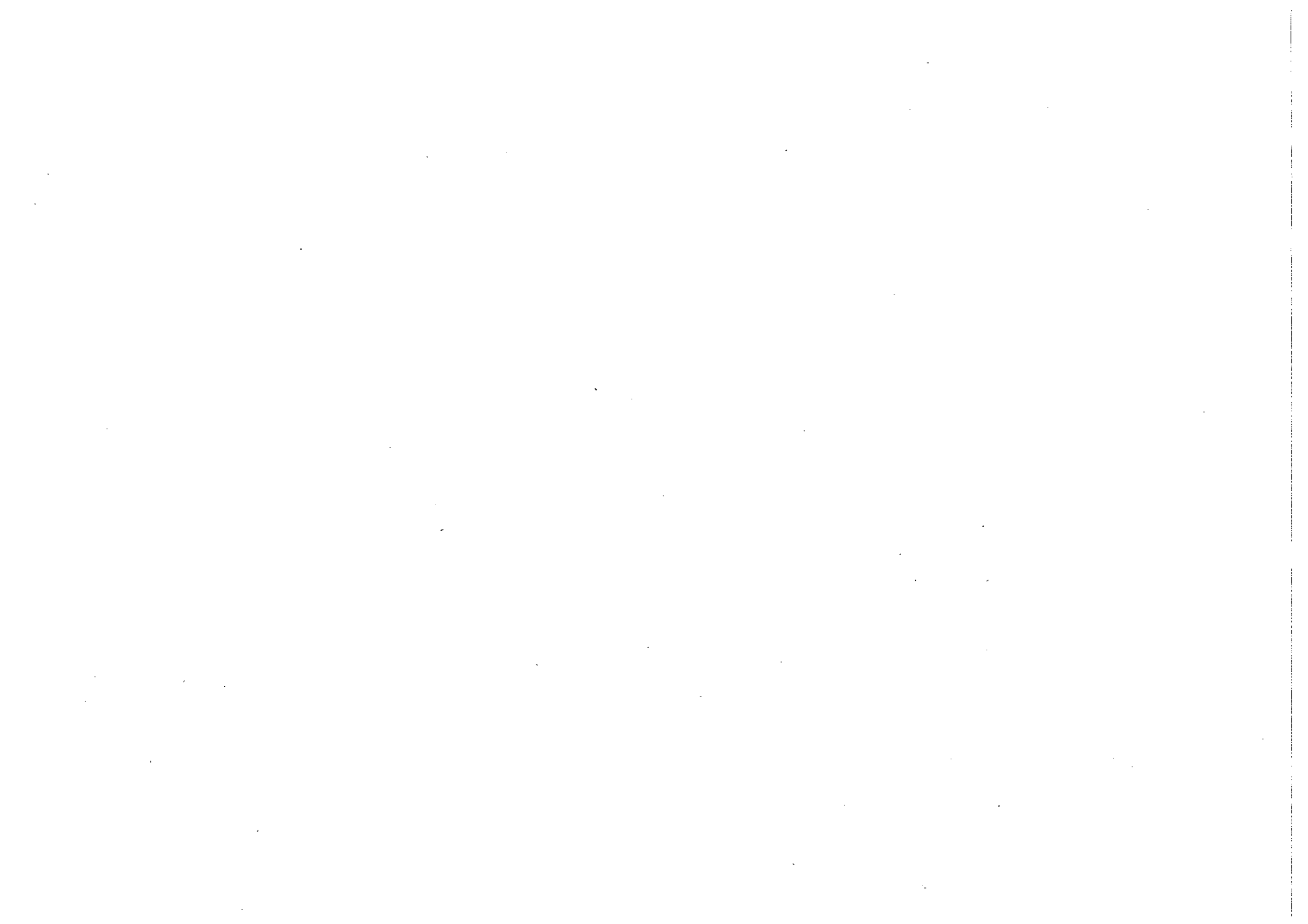
【会長】 1名 【副会長】 9名 【常任委員】 74名

（敬称略）

役職名	所属機関・団体および役職	氏名
会長	滋賀県知事	三日月 大造
副会長	滋賀県議会議長	生田 邦夫
	滋賀県副知事	西嶋 栄治
	滋賀県副知事	由布 和嘉子
	公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長	河本 英典
	滋賀県障害者スポーツ協会会長	三日月 大造
	滋賀県教育委員会教育長	福永 忠克
	滋賀県市長会会長（東近江市長）	小椋 正清
	滋賀県町村会会長（豊郷町長）	伊藤 定勉
	滋賀経済団体連合会会長	大道 良夫
常任委員	滋賀県議会議副議長	細江 正人
	滋賀県議会教育・文化スポーツ常任委員会委員長	田中 松太郎
	滋賀県議会国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策特別委員会委員長	竹村 健
	滋賀県知事公室長	水上 敏彦
	滋賀県総合企画部長	廣脇 正機
	滋賀県総務部長	江島 宏治
	滋賀県文化スポーツ部長	中嶋 実
	滋賀県琵琶湖環境部長	石河 康久
	滋賀県健康医療福祉部長	川崎 辰己
	滋賀県商工観光労働部長	森中 高史
	滋賀県農政水産部長	西川 忠雄
	滋賀県土木交通部長	川浦 雅彦
	滋賀県警察本部長	鎌田 徹郎
	滋賀県防災危機管理監	嶋寺 源一
	滋賀県スポーツ推進審議会会長	横山 勝彦
	大津市長	越 直美
	彦根市長	大久保 貴
	長浜市長	藤井 勇治
	近江八幡市長	小西 理
	草津市長	橋川 渉
	守山市長	富本 和宏
	栗東市長	野村 昌弘

役職名	所属機関・団体および役職	氏名
(常任委員)		
甲賀市長		岩永 裕貴
野洲市長		山仲 善彰
湖南市長		谷畑 英吾
高島市長		福井 正明
米原市長		平尾 道雄
日野町長		藤澤 直広
竜王町長		西田 秀治
愛荘町長		有村 国知
甲良町長		野瀬 喜久男
多賀町長		久保 久良
滋賀県都市教育委員会連絡協議会会長 (守山市教育委員会教育長)		田代 弥三平
滋賀県町村教育委員会連絡協議会会長 (多賀町教育委員会教育長)		山中 健一
滋賀県都市教育長会会長 (守山市教育委員会教育長)		田代 弥三平
滋賀県町村教育長会会長 (日野町教育委員会教育長)		今宿 綾子
滋賀県市議会議長会会長 (大津市議会議長)		中野 治郎
滋賀県町村議会議長会会長 (日野町議会議長)		杉浦 和人
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長		大道 良夫
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長		澤 弘宣
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長		有木 重夫
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長		村田 大作
公益財団法人滋賀県スポーツ協会副会長		松田 善雄
公益財団法人滋賀県スポーツ協会理事		木村 孝一郎
滋賀県障害者スポーツ協会副会長		倉谷 義数
滋賀県障害者スポーツ協会副会長		太田 千恵子
滋賀県障害者スポーツ協会副会長		赤井 弘和
滋賀県障害者スポーツ協会副会長		中村 裕次
滋賀県障害者スポーツ協会副会長		崎山 美智子
滋賀県小学校体育連盟会長		原 陽一
滋賀県中学校体育連盟会長		吉田 聡
滋賀県高等学校体育連盟会長		高野 清
滋賀県スポーツ推進委員協議会会長		門 久仁裕
滋賀県レクリエーション協会会長		山本 博一
滋賀県小学校長会会長		清水 康行
滋賀県中学校長会会長		今井 公夫
滋賀県高等学校長協会会長		藤井 晃一
滋賀県私立中等高等学校連合会会長		那須 文英
滋賀県特別支援学校長会会長		小島 輝彦
滋賀県商工会議所連合会会長		大道 良夫

役職名	所属機関・団体および役職	氏名
(常任委員)	滋賀県商工会連合会会長	清水 憲
	滋賀県中小企業団体中央会会長	北村 嘉英
	滋賀経済同友会代表幹事	大日 常男
	一般社団法人滋賀経済産業協会会長	井門 一美
	公益社団法人びわこびざーズビューロー会長	佐藤 良治
	一般社団法人滋賀県バス協会会長	喜多村 樹美男
	一般社団法人滋賀県医師会会長	越智 眞一
	公益社団法人滋賀県看護協会会長	廣原 恵子
	一般社団法人滋賀県病院協会会長	石川 浩三
	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会会長	渡邊 光春
	滋賀県地域女性団体連合会会長	鵜飼 淳子
	滋賀県青年団体連合会会長	市岡 新也
	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会会長	木村 尚寛





<事務局>

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

(滋賀県 文化スポーツ部 国スポーツ・障害者大会課内)

TEL : 077-528-3321

FAX : 077-528-4832

E-mail : kokusupo-syosupo@pref.shiga.lg.jp